

行政常任委員会

令和 2 年 3 月 1 2 日（木）

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。ただいまから行政常任委員会を開会いたします。

進行表に基づき、財政課から行いますので、よろしくお願ひいたします。

報告いたします。高村委員が所用のため欠席されます。

それと、最初に市長の御挨拶から。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、昨日までの本会議に引き続きまして、行政常任委員会を開催していただきましてありがとうございます。

さて、本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 1 号、尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてから議案第 2 8 号、尾鷲市道路線の変更についてまでの 2 8 議案でございます。それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

なお、市長は、県からの来客のため、1 0 時半頃、一時退席しますので、御了承願ひたいと思います。

それでは、財政課から 4 件ありますので、順次、議案第 2 号から取り進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○岩本財政課長 財政課です。よろしくお願ひいたします。

議案の御説明をさせていただく前に、先般 3 月 2 日に実施いたしました旧第三、第四保育園敷地の売却に係る入札結果について御報告させていただきます。

委員会資料の 1 ページを御覧ください。

まず、旧第三保育園敷地につきましては、不動産鑑定評価額 2, 0 1 2 万円に対し、落札金額が 2, 5 1 5 万円で行われました。

次に、旧第四保育園敷地につきましては、不動産鑑定評価額 1, 5 5 3 万円に対しまして、落札金額が 3, 1 8 8 万円で行われました。

予算計上額につきましては、合わせて 3, 5 6 5 万円としておりましたので、2,

138万円上回る結果となりました。この分の予算措置につきましては、3月末の最終の補正予算へ計上させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この件につきましては、以上でございます。

それでは、議案第2号、尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の5ページを御覧ください。

本条例の制定の目的でございますが、地方自治体が所有する行政財産につきましては、地方自治法第238条の4第7項に基づき、行政目的の達成を妨げない範囲での使用を認め、使用許可により対応しているところでございます。

しかしながら、道路や公園、漁港など、個別に条例の定めがあるものを除き、行政財産の目的外使用時における使用料の取扱いにつきましては、準用する基準が統一されていなかったことから、今回、この取扱いについて条例として定めることにより、使用料として徴収すべきものとして整理をするものでございます。

次のページの条例（案）を御覧ください。

第1条、趣旨につきましては、先ほど申し上げました地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の目的外使用に係る使用料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによると規定しております。

次に、第2条、使用料の額につきましては、別表第1及び別表第2において、それぞれの区分に応じた使用料の算定方法を定めるとともに、2項におきましては、電柱等を設置する場合の使用料の取扱いについて定めております。

なお、現状、行政財産の目的外使用につきましては、電柱等での貸付けが大半を占めておりまして、これにつきましては、従来から尾鷲市道路等占用料徴収条例を根拠に使用料の算定をしておりますので、本条例の制定によって使用料の額に変更は生じないものでございます。

次の、第3条、使用料の減免につきましては、第1号、国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等において、公用又は公共用に供するため使用するとき、ほか、使用料の減免対象となる事項を定めたものでございます。

次に、第4条につきましては使用料の徴収方法について、また、第5条につきましては使用料の還付についてそれぞれ定めたものでございます。

なお、本条例につきましては、次ページの附則の1に記載のとおり、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

議案第2号の説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 議案第2号の説明が終わりましたので、この件について御質疑ありましたら御発言願います。

○楠委員 条例の使用料のところと実態のところなんですけど、基本的に目に見えるところはたくさんあって、今、電柱の話とかあったんですけど、いわゆる市が管理しなきゃいけない公有財産である水路関係の使用料等については、第3条の減免対象になるものとかあるのかどうか。その確認……。

○岩本財政課長 水路というか、井溝敷の関係は、道路等占用条例の中で定めがあるものと理解しておりまして、この条例の規定ではなくて、そちらの条例のほうで徴収なり減免なりということは書かれていると思っております。

○楠委員 各関連する部門の条例の中で使用料を提起しているのであれば、この行政財産の目的外使用にある使用料との整合性は図った上での条例案でよろしいでしょうか。

○岩本財政課長 そのとおりでございます。

○三鬼（孝）委員長 よろしい。

他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第2号につきまして、これで終了いたします。

続きまして、議案第12号、尾鷲市公共下水道事業特別会計条例の廃止について御説明願います。

○岩本財政課長 それでは、議案書の58ページを御覧ください。

議案第12号、尾鷲市公共下水道事業特別会計条例の廃止について御説明申し上げます。

尾鷲市公共下水道事業特別会計につきましては、公共下水道事業の実施を目的として昭和48年4月1日に設置されましたが、諸事情により、終末処理場の整備には至らず、事業を中止することとなり、近年においては、これまで整備した施設に対する地方債の償還のみの出納を行う会計となっておりましたが、本年度をもって地方債が完済となることから、本特別会計を廃止しようとするものでございます。

議案書の59ページを御覧ください。

尾鷲市公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例（案）でございますが、附則

1として、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附則の2、経過措置として、この条例により廃止する尾鷲市公共下水道事業特別会計に係る令和元年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例によるとしており、本特別会計廃止後も、出納整理期間を経て、決算については従前と同様、9月定例会において報告を行いたいと思っております。

以上で、議案第12号の説明とさせていただきます。

○三鬼（孝）委員長 議案第12号の説明は終わりましたので、御質疑ありましたら御発言願います。

○楠委員 今回、公共下水道の特別会計条例、事業が終わったので廃止するという事なんですけれども、今後、都市計画上、またこういう公共下水道事業が仮に出てきた場合でも、新たに条例を制定するという事で、一旦は廃止と、改めてまた条例を制定するという手続でよろしいでしょうか。

○岩本財政課長 楠委員おっしゃるとおりで、もし公共下水道事業として新たに事業を開始するとなれば、再度、公共下水道事業の特別会計を設置することになると思われます。

○三鬼（和）委員 紀望通り、あるじゃないですか。もともと旧市道で、今は県道になって。あそこは公共下水ということで整備がされたんじゃない、違うんですか。そのときはまだ議員でなかったの。どうなんです、その辺。

○岩本財政課長 公共下水道事業は開始したんですけれども、そのときは雨水管の整備ということで始まっています、下水管、汚水を処理するところまでは至らなかった。現在は雨水管の処理だけをしているような状況で、紀望通りのほうも同様の状況になっておると思います。

○三鬼（和）委員 そういう現状は理解できたんですけど、そういったように、公共下水で工事をしたという形の中で、後々のメンテはこういった特別会計を通じなくてもいいんですか、その辺は。どうなんです。

○岩本財政課長 雨水管につきましては、一般会計のほうで処理するという事になっておりました、今後は一般会計のほうで、そういったものについては予算計上がされるということになります。

○南委員 今の都市計画のマスタープランの見直しの、10年間、するんですけれども、48年に起債して、特別会計の償還が終わったということで、今回が取りあえず廃止という条例なんですけれども、当然、尾鷲市の生活排水の方向性というのは、もう最近から、合併処理方法で尾鷲市は公共下水は行わないでいきますとい

う方向を示していると思うんですね、P F I のときにでも、いろんな意味で。そういった意味で、事情が変われば、当然、また都市計画の中へ落として云々という話なんですけれども、例えば、再度、公共下水道を都市計画へ入れんなん場合というのは、こういったケースが出てきますか、今の尾鷲市の経済情勢を見て。僕、ちょっと思いつかんのやけれども、それだけ。

○岩本財政課長 私も、その辺、ちょっと詳しくないんですけれども、終末処理場の建設自体が中止となった経緯を考えると、なかなか公共下水道という形では再開するのは難しいのかなという気はしております、今おっしゃったように合併処理浄化槽のほうで今後も引き続き推進していくという方向になると思います。

○三鬼（孝）委員長 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第 1 2 号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第 1 8 号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 8 号）の議決についての説明を求めます。

○岩本財政課長 それでは、議案第 1 8 号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 8 号）の議決についてのうち、財政課に係るものにつきまして、補正予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の 1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3, 4 3 2 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 0 3 億 6 4 0 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容のうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

1 6、1 7 ページを御覧ください。

歳入でございます。

1 6 款財産収入、1 項財産運用収入、3 目基金運用収入は 6 4 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。このうち財政課分は 2 7 万 5, 0 0 0 円で、これは今年度発生した基金運用利子でございます。

続きまして、1 8 款繰入金、2 項特別会計繰入金、1 目後期高齢者医療事業会計繰入金 1, 5 6 8 万 2, 0 0 0 円の増額は、三重県後期高齢者医療広域連合の前年度精算に伴う後期高齢者医療事業会計繰入金でございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。

次に、20款諸収入、5項雑入、1目雑入5,847万5,000円の減額のうち、財政課に係るものは、2節総務費雑入のうち、三重県市町村振興協会市町村交付金の額の確定による30万8,000円の減額でございます。

次に、21款市債、1項市債、1目総務債200万円の減額は、事業費の確定に伴う防災行政無線デジタル化事業債の減額でございます。

3目衛生債1,580万円の増額は、事業費確定に伴うごみ収集車両整備事業債360万円の減額及び過疎対策事業債ソフト分の追加要望が認められたことによる予防接種事業債1,940万円の追加でございます。

次に、4目農林水産業債40万円の減額は、事業費確定に伴う農山漁村地域整備事業債190万円の減額及び追加要望が認められたことによる農業用水路整備事業債150万円の追加でございます。

次に、5目土木債1,740万円の増額は、事業費確定に伴う橋梁整備事業債380万円の減額。事業の前倒し等に伴う道路整備事業債1,330万円の追加及び県事業費の変更に伴う急傾斜地崩壊対策事業債790万円の増額でございます。

次に、6目消防債20万円の減額は、額の確定に伴う消防団車両等整備事業債の減額でございます。

続きまして、20、21ページを御覧ください。

7目教育債20万円の減額は、事業費確定に伴う学校教育施設等整備事業債の減額でございます。

次に、9目災害復旧債420万円の減額は、起債対象事業費の変更に伴う公共土木施設及び農林業施設災害復旧事業債の増減でございます。

続きまして、24、25ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は1億3,719万9,000円を増額し、計7億7,819万9,000円とするものでございます。これは基金積立金として、基金運用収入及び今補正に伴う財政調整基金への積立てが1億2,939万3,000円。

26、27ページを御覧ください。

3段目の、みえ森と緑の県民税市町交付金基金積立金、一つ飛ばしまして、森林環境譲与税基金積立金及び都市計画事業基金積立金につきましては、いずれも事業費確定に伴う基金への積み戻しでございます。その他の基金積立金につきましては、

基金運用収入をそれぞれ積み立てるものでございます。

ここで、委員会資料の２ページを御覧ください。

今回の８号補正を踏まえた基金残高でございます。財政調整基金につきましては１億２,９３９万３,０００円を積み立てることにより、補正後残高は８億５,９８８万７,０００円。また、都市計画事業基金につきましては６９１万６,０００円を積み立てることにより、補正後残高は２億３,２７４万９,０００円となる見込みでございます。

その他の基金につきましては、それぞれ御覧のとおりでございます。補正後の基金残高合計は１９億６,５１１万３,０００円となる見込みでございます。

補正予算書にお戻りいただき、３２、３３ページを御覧ください。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費のうち、国民健康保険事業特別会計繰出金２７１万８,０００円の減額は、対象事業費の減少によるものでございます。

３４、３５ページを御覧ください。

９目後期高齢者医療費のうち、後期高齢者医療事業特別会計繰出金４８２万１,０００円の減額は、対象事業費の減少によるものでございます。

続きまして、４０、４１ページを御覧ください。

４款衛生費、５項上水道費、１目上水道整備費３１万５,０００円の増額は、対象事業費の増加に伴う水道事業会計負担金の増額でございます。

次に、４款衛生費、６項病院費、１目病院費は財源更正でございます。ふるさと応援基金繰入金の対象事業費変更に伴う財源充当の組替えによるものでございます。

続きまして、８ページを御覧ください。

第４表、地方債補正でございます。

追加の２件は、いずれも追加要望が認められたことに伴う地方債の追加でありまして、限度額をそれぞれ１,９４０万円、１５０万円と定めるものでございます。

また、変更の９件につきましては、起債対象事業費の変更等に伴う限度額の増減でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

補正予算（第８号）に係る説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

議案第１８号の説明が終わりましたので、御質疑ある方は御発言願います。

よろしい。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 ないようでございますので、議案第18号の質疑を終わります。

続きまして、議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明を求めます。

○岩本財政課長 それでは、議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について御説明申し上げます。

令和2年度尾鷲市一般会計予算書及び予算説明書の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ98億4,431万円と定めるものでございます。

ここで、令和2年度当初予算の全体的な状況につきまして、12月にお示しをいたしました財政収支見通しとの比較も含め御説明をさせていただきます。

委員会資料の3ページを御覧ください。

この表につきましては、令和2年度当初予算の数値を、令和元年度当初予算及び財政収支見通しと比較したものでございます。金額につきましては、特定財源を除く一般財源ベースで表示をしております。

令和2年度当初予算額、③のところを御覧いただきたいと思いますが、その列の中段にありますAの欄ですが、歳入合計が63億8,569万1,000円。また、歳出合計が69億4,629万7,000円となっており、歳入合計から歳出合計を差し引いた一般財源不足額は5億6,060万6,000円となりました。これを令和元年度の当初予算と比較いたしますと、一般財源不足額は8,594万6,000円の減少、財政見通しとの比較では1,488万3,000円の増加となっております。

この令和2年度当初予算における一般財源不足額5億6,060万6,000円の補填につきましては、下段の財源不足対策欄に記載のとおり、財政調整基金から3億3,060万6,000円、減債基金の上乗せ取崩しとして1億円、都市計画事業基金から1億3,000万円をそれぞれ取崩し、歳入歳出を同額としたものでございます。

次のページを御覧ください。

主な基金の当初予算編成後残高を、令和元年度及び財政収支見通しと比較した表でございます。

まず、財政調整基金につきましては、令和2年度当初予算編成後の残高が3億9,

988万8,000円で、これは昨年度と比較すると3億5,954万8,000円の増加となっておりますが、財政収支見通しとの比較では1億488万3,000円の減少となりました。

次に、減債基金につきましては、令和2年度当初予算編成後の残高が1億5,076万1,000円で、昨年度との比較では1億3,490万7,000円の減少、財政見通しとの比較は同額となっております。

次に、都市計画事業基金につきましては、令和2年度当初予算編成後の残高が9,583万3,000円で、昨年度との比較では1億3,000万円の減少、見通しとの比較では1,000万円の減少となりました。

3ページへお戻りください。

今回、基金の取崩しが見通しより多くなった要因でございますが、一番右の列の歳出の部分を御覧いただきますと、まず、人件費につきましては、当初予算額が見通し額を3,548万2,000円下回っております。これは途中退職等による職員数の減少等が主な要因でございます。また、扶助費では、当初予算額が見通し額を6,041万6,000円下回っておりますが、これは幼児教育無償化による国、県からの財源措置が、見通しの時点より増加見込みとなり、これによって一般財源が減少したこと等が主な要因でございます。また、公債費につきましては、見通しより66万9,000円の減少となっており、義務的経費全体では9,656万7,000円の減少となりました。

しかしながら、次の義務的経費を除く行政経費につきましては、当初予算額が見通し額を1億2,025万5,000円上回る結果となりました。この増額となった主な要因につきましては、5ページを御覧いただきたいと思います。

一番上のPCB廃棄物処理委託料・同収集運搬業務委託料3,603万1,000円をはじめ、記載のとおりでございますが、義務的経費を除く行政経費につきましては、見通しの時点では、臨時職員の経費を除いて、令和元年度の数字と同額で見込んでおりましたが、今回の予算編成において、それを上回る金額となったということが、基金の取崩しが見通しよりも多くなった要因でございます。

なお、その下に参考として記載をしておりますが、令和2年度から令和6年度までの尾鷲総合病院への繰出金につきましては、12月の財政見通しでは、5年間の合計で24億3,805万4,000円としておりましたが、これを22億8,840万円に、1億4,965万4,000円引き下げることによって調整を行いまして、病院の新改革プランとの整合を図りましたので、併せて御報告をさせていただきます。

す。

以上が令和2年度当初予算の全体的な状況でございます。

それでは、引き続きまして、当初予算の内容のうち、財政課に係る分について御説明申し上げます。

予算書にお戻りいただき、16、17ページを御覧ください。

歳入でございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税は1,400万円で、前年度と同額を計上しております。

同じく、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税は3,600万円で、前年度と同額でございます。

次に、3款1項1目利子割交付金は400万円で、前年度と同額でございます。

次の、4款1項1目配当割交付金につきましても、前年度と同額の900万円を計上しております。

18、19ページを御覧ください。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は800万円で、これにつきましても前年度と同額でございます。

次に、6款1項1目法人事業税交付金につきましては、税制改正により、法人事業税の一部が各市町に交付されることとなったため、1,421万2,000円を新たに計上したものでございます。金額につきましては県の試算によるものでございます。

次に、7款1項1目地方消費税交付金につきましては、税率改定の影響を見込み3,000万円増額の3億5,100万円を計上しております。

ここで、主要施策の予算概要の107ページを御覧ください。

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の充当についてでございます。本市の令和2年度における社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費は25億4,258万5,000円を見込んでおり、そこから国県支出金等の特定財源を差し引いた残りの一般財源充当分が10億7,792万1,000円でございます。ここに地方消費税交付金（社会保障財源化分）1億7,100万円を充当するものでございます。

予算書にお戻りいただき、18、19ページを御覧ください。

8款1項1目環境性能割交付金につきましては、前年度比436万円増額の777万4,000円でございます。これは前年度は半年分の計上でしたが、

令和2年度につきましては1年分として見込んでおり、金額については県の試算によるものでございます。

次に、9款1項1目地方特例交付金は800万円で、前年度と比較して100万円の増額でございます。

20、21ページを御覧ください。

10款1項1目地方交付税は、前年度と比較して1億8,900万円増額の37億3,200万円でございます。内訳でございますが、普通交付税は、前年度比1億8,900万円増額の32億5,200万円、特別交付税は、前年度と同額の4億8,000万円と見込んでおります。普通交付税につきましては、令和元年度の交付実績を踏まえ、増減要因を加味して算出したものでございます。

続きまして、36、37ページを御覧ください。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,671万円のうち、財政課に係るものは管財関係土地貸付料355万3,000円で、これは市内各所の普通財産貸付料でございます。

38、39ページを御覧ください。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は3億3,060万6,000円で、前年度と比較して9,594万6,000円の減額であり、当初予算の財源として繰入れを行うものでございます。

2目減債基金繰入金は、前年度と同額の1億3,500万円で、平成24年度借入れの第三セクター等改革債の償還及びその他公債費の財源として繰り入れるものでございます。

3目地域福祉基金繰入金は、令和元年度に御寄附を頂きました30万円を福祉事業に充当するため繰入れを行うものでございます。

4目活性化対策基金繰入金は、前年度比5,000円減額の5万円の計上でございます。

5目熊野古道森林施業対策基金繰入金は、前年度と同額の100万円でございます。

6目交通安全対策基金繰入金につきましても、前年度と同額の43万8,000円でございます。

7目尾鷲みどりの基金繰入金は、前年度比200万円減額の3,205万円で、尾鷲みどりの基金事業の財源として繰り入れるものでございます。

8目ふるさと応援基金繰入金は、前年度比584万1,000円増額の1億1,0

99万2,000円でございます。

ここで、委員会資料の6ページを御覧ください。

令和2年度のふるさと応援基金充当事業でございますが、資料にありますとおり、市民参加による防災対策として避難道路修繕等に366万円、医療体制の確保として病院事業会計負担金に6,180万8,000円、障害者福祉の推進の心身医療費助成金に400万円、水産業・関連産業の振興の、つくり育てる漁業の展開等に546万3,000円、子育て支援の推進の多子世帯支援給付費等に1,069万5,000円、未就学児への支援の障害児保育事業費補助金に2,450万5,000円、学校教育の充実の魅力ある学校づくり推進事業等に86万1,000円をそれぞれ充当するものでございます。

予算書にお戻りいただき、38、39ページを御覧ください。

9目都市計画事業基金繰入金につきましては、前年度比1,000万円増額の1億3,000万円で、都市計画事業の財源として繰り入れるものでございます。

ここで、主要施策の予算概要の108ページを御覧ください。

令和元年度の都市計画税は、現年課税分が1億1,944万8,000円、滞納繰越分が116万4,000円で、計1億2,061万2,000円を見込んでおります。対しまして、充当可能事業は、表にありますとおり、街路事業が7,323万9,000円、公園事業が2,510万8,000円、その他として、ごみ焼却事業が1億3,948万円、地方債償還額が2,118万8,000円の計2億5,901万5,000円であり、これに対し、都市計画税及び都市計画事業基金を充当するものでございます。

予算書にお戻りいただき、38、39ページを御覧ください。

10目森林環境譲与税基金繰入金は1,242万1,000円で、森林環境譲与税対象事業に充当するため、基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、2項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業会計繰入金1,000円及び2目後期高齢者医療事業会計繰入金1,000円につきましては、いずれも繰入金の発生を見越した頭出しの計上でございます。

次に、42、43ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入のうち、2節総務費雑入のうち、8行目にあります三重県市町村振興協会市町村交付金500万円につきましては、前年度と同額を計上しており、市民文化会館指定管理料に充当するものでございます。

次ページの44、45ページを御覧ください。

21款市債、1項市債、1目総務債は4億9,880万円で、内訳は、本庁舎耐震改修事業債が3億6,010万円、防災行政無線デジタル化事業債が1億3,870万円でございます。

2目民生債は5,900万円で、内訳は心身障害者医療費助成事業債2,600万円、緊急通報システム管理事業債200万円。

次ページを御覧ください。

子ども医療費助成事業債1,100万円、障がい児保育事業債2,000万円でございます。

3目衛生債は870万円で、内訳は救急医療体制強化事業債300万円、ごみ収集車両整備事業債570万円でございます。

4目農林水産業債5,640万円は、農業用水路整備事業債370万円、一般林道整備事業債700万円、農山漁村地域整備事業債1,500万円、水産基盤ストックマネジメント事業債2,580万円及び取水ストレーナー更新事業に係る海洋深層水推進事業債490万円でございます。

5目土木債7,460万円につきましては、橋梁整備事業債1,940万円、道路整備事業債4,360万円、急傾斜地崩壊対策事業債1,160万円でございます。

6目消防債1,310万円は、三重紀北消防組合で実施の消防車両等整備事業に対する負担金にかかる起債が500万円及び消防団車両等整備事業債が810万円でございます。

7目教育債950万円は、尾鷲小学校及び矢浜小学校の給食リフト改修事業に係る学校教育施設等整備事業債600万円及び中央公民館防火スクリーン整備に係る社会教育施設等整備事業債350万円でございます。

8目臨時財政対策債は、前年度比6,300万円減額の2億4,800万円であり、今後、臨時財政対策債を抑制し、本来の地方交付税の形に戻そうとする国の方針を勘案し、計上をいたしております。

なお、委員会資料の7ページ以降に、令和2年度当初予算における地方債の予定表を参考として添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、66、67ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、中段にあります財政事務経費につきましては、前年度と比較して14万1,000円減額の121万5,000円でございます。主なものといたしましては、予算書等の印刷にかかる用紙代等

の消耗品費が27万3,000円、委託料のうち固定資産管理・公会計システム保守委託料が59万4,000円、統一的な基準による財務書類の作成、活用等の支援に係る地方公会計支援業務委託料16万5,000円でございます。

続きまして、70、71ページを御覧ください。

3目財産管理費は、前年度比3,351万8,000円増額の1億6,116万7,000円でございます。そのうち、財産管理経費968万円の主なものは、需用費の光熱水費が44万1,000円、役務費の保険料569万1,000円は市有財産にかかる保険料でございます。同じく役務費の市有地草刈等手数料171万6,000円につきましては、市内各所の普通財産に係る草刈り等で51万6,000円及び三木里地内の危険木枝払い業務として120万円の計171万6,000円を計上しております。この120万円のほうにつきましては、全額、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して実施するものでございます。

次に、不動産鑑定手数料138万1,000円につきましては、遊休市有財産の売却に係るものでございまして、旧野地乳児保育園、新田市営住宅及び矢浜地内市有財産の売却を進めるため計上したものでございます。不動産鑑定の終了後、6月定例会において財産売払い収入を計上させていただき、その後、8月の下旬をめぐりに入札を実施したいと考えております。

続きまして、基金積立金は1億5,148万7,000円でございます。

73ページを御覧ください。

みえ森と緑の県民税市町交付金基金積立金は、事業費への充当残である148万7,000円を基金に積み立てるものでございます。

また、ふるさと応援基金積立金1億5,000万円につきましては、ふるさと応援寄附金として歳入に計上をしております1億5,000万円、同額を基金へ積み立てるものでございます。

ここで、委員会資料の2ページを御覧ください。

一番右の欄でございますが、当初予算編成後における基金残高は、財政調整基金が5億2,928万1,000円、減債基金が1億5,081万8,000円、以下、記載のとおりでございます。基金合計の残高見込みは13億6,374万3,000円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただき、72、73ページを御覧ください。

4目契約検査費は85万4,000円で、前年度と比べ6万8,000円の減額でございます。工事等契約検査経費の主なものは、委託料のうち、入札参加登録業務

委託料 4 1 万 8, 0 0 0 円、工事検査業務委託料 3 7 万円で、その他については記載のとおりでございます。

続きまして、1 2 2、1 2 3 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費のうち、中段の国民健康保険事業特別会計繰出金は 2 億 1, 6 6 9 万 8, 0 0 0 円で、前年度と比べ 3 4 9 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、1 3 6、1 3 7 ページを御覧ください。

8 目後期高齢者医療費のうち、次の 1 3 8 ページをお願いします。

後期高齢者医療事業特別会計繰出金は 4 億 2, 6 9 2 万 5, 0 0 0 円で、前年度と比べ 1, 3 2 4 万 6, 0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、1 8 6、1 8 7 ページを御覧ください。

4 款衛生費、5 項上水道費、1 目上水道整備費は 1, 9 6 3 万 5, 0 0 0 円で、前年度と比べ 1 6 0 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。全額、水道事業会計の負担金でございます。

次に、6 項病院費、1 目病院費は、前年度と同額の 4 億 2, 5 0 0 万円でございます。

3 0 8、3 0 9 ページを御覧ください。

1 1 款公債費、1 項公債費、1 目元金は、前年度比 4 0 8 万 2, 0 0 0 円増額の 1 1 億 9, 5 6 9 万 3, 0 0 0 円でございます。

2 目利子は、前年度比 1, 0 8 1 万 1, 0 0 0 円減額の 4, 6 9 3 万 9, 0 0 0 円で、このうち市債償還にかかる利子は 4, 6 5 2 万 8, 0 0 0 円でございます。

次に、1 2 款 1 項 1 目予備費につきましては、前年度と同額の 2 0 0 万円を計上しております。

続きまして、1 0 ページを御覧ください。

第 3 表、地方債でございます。

起債の目的、限度額につきましては、歳入予算の説明のとおりでございますので割愛させていただきます。

起債の方法につきましては、証書借入又は証券発行、利率は年 3 % 以内、償還の方法は 3 0 年以内と定めております。

当初予算に係る財政課からの説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

財政課に係る議案第 1 3 号の説明が終わりましたので、御質疑ある方は御発言願

います。

○奥田委員 資料のほうで1点だけ確認したいんですけども、資料3の、特に4ページとか5ページあたりです。

昨日、野田議員の一般質問の中で財政の話がありまして、たしか市長は……、今、市長、いないのか。たしか市長は、財政危機宣言という話もありましたけれども、でも、財政については改善されているみたいな話がありませんでしたか。僕の聞き間違いかな。道半ばだけれども改善の方向にあるということをおっしゃって割には、ちょっと、私、今日、この資料見てびっくりしたんですけど、4ページなんか令和2年度の当初予算を編成した後でも財調は5億以上残るという見通しだったですよ。それが3億台になってしまったということで、1億以上が狂っているということで、今、財政課長のほうから、言い訳みたいに、5ページのほうで、いや、ちょっと見通しのなかったものがあつたんですよみたいな言い方をしていましたけれども、これ、どういうふうに理解したらいいんですか。

昨日、市長は、財政は改善しているようなことをおっしゃっていましたよね。あれ、聞いた人は、私は一般質問で申し上げたけれども、情報開示はきちっとしてくださいと、市民の方に説明責任を果たしてくださいということをおっしゃっているんですけど、昨日の市長の話だと財政は改善に向かっているというふうに理解できますよね、あれを聞いて。私もあれっと思ったんですけど、あれを聞いていると財政は改善されているのかなという感じは受けますけど、実際には全然違うじゃないですか。この辺の認識というのは、市長に聞いたほうがいいのか。財政課長は厳しいと思っただけで、市長は、昨日、ああいうふうな答弁をされて、こういうふうなことを翌日になっておっしゃるといふのはどういうことなのか、私には、きちっとした情報開示を議会や市民にしようというふうな感じには全然、どうなんですか、これ、どっちが本当なんですか。

○加藤市長 道半ばであるけれども、財政はある程度改善しているというあれにつきましても、昨年の財政調整基金、当初予算を制定したときには、財政調整基金が4,000万円しかなかったと。今回、一応、予算の提示をさせていただいた中で、我々としては3億9,900万、それだけ改善していると。そういった中で、一つの視点として、財政調整基金は大きなものになるかと思うんですけども、基金全体としても若干プラスになっているというような状況で、ある程度、少しは改善しているという言葉になったというところでございます。

○奥田委員 全然違うじゃないですか、それ。財調だけ取り崩したら4,000万

円になったかもしれませんが、今回なんか減債基金まで取り崩しているんですよ。100億ぐらいの借金がある中で、減債基金だから全然積んでいないのに、少ししかないような減債基金まで取り崩して、都市計画の基金まで取り崩して、そういう形をやった上で、財政課の説明で、一生懸命そういうことをやった上で5億は残りますと言っていたんですよ。それが3億台になりましたと。今、財政課長が説明したじゃないですか、市長。1億、狂ってましたと、これ。5ページで説明してくれたじゃないですか。それでも改善していると言われる市長の意味が私は分からないということを言っているんですよ。

○加藤市長　当初予算後の残高につきましては、お示しのとおり13億6,300万強でございます。その中には、減債基金を取り崩した分とか、あるいは大きな話になると、都市計画事業基金を取り崩した分が含まれておりますけれども、トータルといたしましては、去年の基金残高よりも1億3,500万円強、一応増えているという現状でございます。

○奥田委員　全然違うじゃないですか。今、財政見通しという、最終的な、この前の9月だったかな、あと、12月も説明を受けて、これは2月だったかな、受けているじゃないですか。財政見通しの中で、財調は当初予算編成した後でも5億は残りますよという説明を受けているじゃないですか。受けていますよね、これ。この前、2月に我々はそういう説明を受けているんですよ。受けていますよね、違いますか、課長、そうですね。同じだと思いますけど。

だから、そういう説明を受けている状況の中で、当初予算を編成したら1億以上が狂ってしまいましたという説明を、今、財政課長がしているわけですよ、市長。何を認識されているんですか。それを聞いているんですよ、私は。

だから、市長、きちっとした情報を開示してくださいよ。いい格好をして、一般質問を受けて、財政よくなっていますよ、改善されているんです、今取り組んでいます、道半ばですというのは結構です、それは。でも、実態の数字として、こういうふうに1億以上狂ってしまったという事実があるわけですから、この前の2月19日に説明を受けて、当初予算を出してきて、これ、1億以上狂ってましたなんて、これ、財政課長も財政課長ですよ。だったら2月19日の日に言わなあかんやないですか、そういうこと。それを、当初予算を出してきて、1億以上余分に、5ページのところで、見ていない部分もありましたと。でも、財政課長が言うのは分かりますよ、見ていなかった部分もあったんでしょ。でも、市長は駄目です、やっぱり。こういうことがあったんだったらあったで、きちんとして答弁しな

いと、市民が間違えますって、全然違うやないですか、行っている方向が。

もっともっと、今、道半ばというのは分かりますけれども、よくなっているということではないのであって、そこをくどくど言うつもりはないですけれども、市長、やっぱりいい格好するの、やめましょう、もう。いい格好するの、やめてもらって結構です、いい格好するのはいいです、もう。市民の方も気づいていますから。だから、正しい情報を出しましょうよ。それだけお願いします。くどくど言いません。

○加藤市長 財政収支見通しにつきまして、1億以上の差が出てくるということにつきましては、予算計上の上において、さっき財政課長が説明させていただきましたように、一般財源の主な増加要因ということにつきましては、PCB云々等々で説明させていただきましたけれども、この分についてトータルで1億6,800万の主な増加要因があったということで、これだけ御報告させていただきたいと思っております。

○三鬼（和）委員 資料のことで、資料の説明がありましたので、ちょっとお伺いしたいんですけど、歳出のほうで削減できた人件費については、今の職員のカウント数で、令和2年度の予算を立てられた実績で、この差額の3,548万2,000円が計上されたと理解したらいいんですか。

○岩本財政課長 そのとおりで、令和2年度の予算に計上された人件費から特定財源を除いた一般財源ベースで記載しております。

○三鬼（和）委員 冒頭で、第三保育園、第四保育園が売れたのが当初予算の計上よりかも高く売れたので、歳入も若干、その分は増えるのかなという理解はするんですけど、1点は歳出のほうで、心配は、例えば副市長が、増えたりとか、あと、シビアな話ですので、県から来ておる方が帰ったりしたら、そういう人事が出た場合には若干は動くということも考えられるということ。

というのは、冒頭でも、本会議の当初でも、ふるさと納税の、去年も話が出て、今回も指摘されておりましたように、決算と、当初で1億5,000万、ふるさと納税の予算を上げるというのも、これも達しなかったら違うてくるわけじゃないですか、歳入歳出が。そういったことを含めて、この人件費の移動とかそういったことはどうなんでしょうか。増えるということはないとは思いますが、どうなんですかね、この辺は。

○岩本財政課長 ちょっと人事の絡みが出てくるので、なかなか今後どういうふうな動きになるのかということにはちょっと答えにくいんですけども、そういうふうなことがあれば反映はさせなあかんと思っています。

○三鬼（和）委員　最後にします。あと、資料2で基金の状況というのを説明していただきましたので、これはあくまで財政課の見解だけお話ししていただいたら結構だと思うんですけど、庁舎の耐震をするということで、直前にオプション等がある話も、議会、委員会でするんかなと思ったんですけども、南委員からも指摘があったように、そのまま現状として予算が計上されたりということでもいいと思うんですけど、この基金の中に公共施設等の基金があるじゃないですか、残高で1億1,868万7,000円。これは庁舎の耐震とかしたときに、例えばオプションとか、そういうのが出てきたときに、外壁であるとか、エレベーターはどうか、議論も要るとは思うんですけど、してきたときには、これは、財政課として、そういったことに活用できる基金なのかどうか、この基金の性格というのを、ちょっと説明していただきたいです。

○岩本財政課長　この公共施設等基金につきましては、そういった公共施設の改修であるとか、新築であるとかというような場合においては、活用はできるものがございます。

○小川委員　今、コロナウイルスが結構あれしてしまして、歳入の面で、国からの、11ページ、予算書の。来年度から影響がすごく出てくると思うんですが、市税とかにも、今年度は影響のある地方消費税なんか3億5,000万ぐらい上げていますけど、これ、影響が出てくるんじゃないかと思われまして、その辺、どうなんでしょうか。

○岩本財政課長　その辺、特に国のほうの地方交付税とか、あと、地方消費税交付金が絡んでくるとは思うんですけども、その辺の情報というのは、今のところ何も入ってきていない状況なんですけれども、確かに心配はしております、地方交付税の場合は、交付税の原資となっている税がもし減った場合は、これまでと同様に、臨時財政対策債等での借入れをして、その原資を補うというような方法が取られるとは思うんですけど、これは臆測で、まだちょっとはっきり方針が出ていないものですから、分かりません。

それと、地方消費税の場合は、もろに景気動向が反映してきますので、これは予算では3,000万円の増額として計上はしておりますんですけども、この時点では。その後こういう状況が発生してきたことを考えると減少していくという可能性もないというふうには心配はしております。

○南委員　今、財政課長のほうから臨時財政対策債の借入れ云々とあったんですけども、歳入のほうの46ページ、市債の中の臨時財政対策債の件で、先ほどの

説明では、将来のことを勘案して、今年度については6,300万円の減額を上げさせてもらったという説明をもらったんですけども、当然、御承知のとおり、臨時財政対策債は第二の地方交付税だと言われておるにもかかわらず、結局、借金なんですね。市が責任を持って借りた分、3年据置きですか、20年償還ということで、いかんせん、当市の場合は、貯金しないで、ほとんどもう事業の中へ充当しちゃったということで、これから、もらったのが全て償還に変わってくると思うんですわ、ほとんどね。そういった意味での中で、6,300万ですか、減額したというのは、なるほど、大変、臨財も自由に使えないなということが、改めて認識してきたんですけども、当然、国のほうでは基準財政需要額の中で勘案されて、100%、国から、くれるんですよという考え方は、僕は、やはりいろんなものを見ておると、人口減少に伴っても、多少のあれが、若干縮みが出てくるんじゃないかというような懸念をされておるんですね、最近。そういった意味で、財政課として臨財の在り方、あるいは、その辺の使い方はどのように考えていますか。ここ二、三年が勝負だと思うんです、そういった意味では。全て返済に回っていくんじゃないですか、もう。

○岩本財政課長　南委員おっしゃるとおりの制度になっておりまして、臨時財政対策債というのは、あくまでも借入れの限度額で、それ以内での借入れということになるんですけども、本市の場合は財政状況が厳しいということもあって、上限額いっぱい借りないと一般財源がなかなか厳しいという状況があるので、上限額いっぱい借りると。

償還については、先ほど言われたように、地方交付税の需要に算入されて、国から全て補填されるということではあるんですけども、地方交付税全体の動向を考えると、全体として理論上は算入されておりますけれども、金額が減っていく、縮まっていくという可能性は、係数とか単位費用とかという面で、もし減少するということになれば、その辺が吸収されていく可能性があるので心配はしております。

○南委員　最後に、尾鷲市の場合は、有利の市債を起こさんなんていうことで、過疎債にしても、30数億、臨財は特にもう四十数億という、当然、枠内の借入れなんんですけども、果たしてこれからの、特に臨時財政対策債は、いろんな事業には使えないと僕は思うんです。ほとんどが借金返済のほうへ入ってきてても回っていくと思うので、できるだけ、だんだん市の財政が硬直していくなという思いがあるんですけども、何とか工夫していただいて、やりくりしていただくよう努力してもらおう以外ないですね、これは。そういったことで、市長は特に、歳入の面なんで

すけれども、臨財についての考え方というのはお持ちですか、臨時財政対策債の考え方。

○加藤市長　南委員のおっしゃるとおり、要するに借りたとしても、それを借金で返していくという、現状はそういう話なんですよね。そういった場合に、正直言って、そういったもので借金を返して、あとは98.6%ある、そういうものに対して、経常収支比率、何もできないという話なんです。何もできなくてもやらなきゃならない部分もあるわけなんです。そういったときに、収支バランスというのをきちんと考えていくかということとは絶対必要な話だと私は思っているんですよ。

ただ、特効薬的に、ぼーんとしてくるようなものというのはいないわけなんです。やはり地道に地道にやっていくということが今の手法の大きな一つじゃないかなと私は思っております。

○野田委員　何点か質問させていただきます。

まず、予算書の20ページ、ちょっと聞き漏らしてしまったものですから、地方交付税の、本年度37億3,200万とありますけれども、前年度と比較して1億8,900万、これ、何かを見込むということを言われたように思ったんですけど、何を見込むと言われたんですか、先ほど。

○岩本財政課長　普通交付税につきましては、令和元年度の交付実績を踏まえた上で、その後の増減要因を加味して算出したということでございます。

○野田委員　308ページの公債費のところ、元金は前年度より408万2,000円増えるということで、利子については1,081万1,000円減るという、これは金利の低いものと、借り替えとかいろいろされたんですか。借入金額、少ない……。

○岩本財政課長　起債をするときに、元利均等という方式と元金均等という方式があるんですけれども、元利均等の場合は、一定額を毎年払っていくんですけれども、その中で元金が増えて利子が減っていくと。元金均等の場合は、残高に応じて償還額が減っていくと、利子が減っていくということになるので、利子については減少するというようになります。

○野田委員　資料のほうで、まず、4ページですか、見せていただいて、前回の財政見通しと比較する中で、財調が3億3,000万取り崩して、2億2,500万から、それともう一点は減債基金を1億から1億3,500万に増加して、今回予算を立てているという計画になってくると思うんですけれども、非常に財源の食い潰しと、先食いと、来年度以降への資金の先送りというんですか、そういうふうに

思えてならないんです。

何を言いたいかという、本当に予算の財源の見直しというものが十分図られているのかなという気がします。

市長は、あと1期されるとか言われていますから、まだやっていただくんでしょうけれども、このままでいくと、市長が終わった、次のときになってきたら、非常にこれは厳しいというか、次の形は、要は使えるものがないんですよ。先ほど一般財源の話をしていましたけれども、国が、先進モデルとかそういうので10分の10というのがありましたけれども、今は大体2分の1です。あと、県が2分の1、あと2分の1が市の一般財源という形になってきて、事業をできないんですよ。

何を言いたいかという、財調の部分をどんな形にしても増やさないと、市長の成果というのは出てこないんですよ。これだったら誰でもやれるんですわ、本当に。僕はここは本当に危惧するところで、民間企業でどうこうという話じゃないんですよ、これは。そこまで食い込んでいない。そういう気がして、財政は改善されているということは言っているのに、全然改善されていない、先送りですよ、これ。先食いの、事業の先送りというふうに判断しますけれども、いかがですか。

○加藤市長 改善しているという話については、何に対して改善しているのかということが、比較物がなかったら僕は改善云々ということは言えないと思っているんですよ。だから、その中で、要するに令和元年度の当初予算制定後と、令和2年度、御審議いただいているわけなんですけどね。今の中では、まず、財政調整基金としては令和元年度の当初予算時と、令和2年度の当初予算、これ成立したら、その差がどれだけなんですかと。ただ、財政調整基金だけではなく、ほかの基金の分について、減災基金の取崩しとか、あるいは都市計画事業の基金の取崩し、しかし基金全般としては、これだけ大変な状況の中で、昨年度よりも1億円強のプラスになるということについては、私は改善しているんじゃないかと。ただ、一つ申し上げたいのは、委員おっしゃるように、昨年からずっと、3か年から今度は5か年ということで財政見通しを立てた中で、要するに、財政の見通しに対して、令和2年度の当初予算の成立後については、1億400万、これだけ取崩し額が大きくて、当初予算の時点で1億400万、要するに財調が少なくなったと。

先ほど三鬼和昭委員からも御説明ございましたように、要するに市有財産を売った中で二千何百万かプラスになっている。そういうことをきちんとやっていながら、どれだけ、大きな話としては、見通しに対して1億400万不足しているということは、それを取り返す際にはどういう施策が必要なのか。

これは、取りあえず、一応、令和2年度の予算については、大体、1月に入ってからいろんなことをやっていたから、それと、今回でいろいろと対策は打っておりますけれども、その対策を打った中で、前回、行政常任委員会の中で、財政課長が説明しましたように、令和2年度の見通しのことについての精査は、令和2年9月に一応精査した結果、今後の対応について説明させていただきますということは申し上げた。

ですから、確かに見通しよりも、1億400万、財政調整基金が不足しているよ、足りないよと、予想よりも、という御指摘については、やはり我々としては、これをどういうふうにして取り返していくのかということについては、令和2年度中にいろんな策を講じて、今まで令和元年度中にいろんな策を講じて、いろんな形で公にきちんと説明できることについても準備はしておりますので、その辺のところは、9月のときにきちんと御説明はさせていただきたいと思っております。

○野田委員 先ほどから、私、申しましたように、今回の予算は、財調というんですか、基金の食い潰し予算なんですよ、一言で言うたら。それによって、これまで、いわゆる事業の一般財源、ここの5ページにもありますけれども、いろんな事業を消化していくと。

何を言いたいかというと、5ページにある一般財源の主な増加要因については、もっとこれを、削減という言い方を僕はしたくないですけれども、検討せなあかんと思うんですよ、これ、委託料とかそういう部分は。人が育っていないんですよ、人を削減しても。これは、市長は分らんと思う。分らんと思うということは、経験ないで。ここら辺のところを、1,000万でも2,000万でも、メスという言い方は悪いけれども、削減の努力をしないと、あとは人を育てないと全然よくなってこないですよ。第7次総合計画も675万4,000円ありますけれども、こういうものも、もっと職員がいろんなことをヒアリングしながらやったら、こういう形は抑えられるんですよ。それによって、こんな分厚い総合計画をつくらなくても、身の丈というんですか、自分たちでつくった大事なことは何かということ、市民とか、聞くことによって、分かってくるんですよ、動きというものが。

僕は、これ、くどくど言いませんけれども、そういうところで、この見直しというのはもっと図れるんじゃないかと僕は思います。

それと、もう一点、新公立病院の改革プランで、最終案ということで、これ。ここは書いてある。そういうことで、市長、どうですか、まず1点。

○加藤市長 確かに委員おっしゃるように、やはりこういう団体の中で一番大事

にしていくのは人を育てることだと思います。人材が、人というのが私は重要だと思っております。

そのために、今、職員についても、いろいろお互いに議論しながら、どうやって尾鷲の状況をいい方向に結びつけていくかというのは常に議論していると。

そういった中で、一般財源の、今までに主な増加要因ということをお示しさせていただいているんですけれども、この中身がどういう形でもって、要は予算計上されたかということについては、それぞれの担当課よりきちんと御説明はさせていただきたいと思っております。

ただ、一つだけ、人材ということはよく分かるんですよ。今は、要するに、尾鷲市の状況を考えた場合には、以前の話を書くところによると、職員数、要するに行政職員というものが半分以下になっていて、ぎりぎりのところでやってきているわけなんですよ。職員をあれすることじゃない。私は、数字の話からいくと、今までどおり豊かな人材が豊富な中でやっていくんだったら、1億6,000万なんかすぐに取り返しが私はできるんじゃないかなと思っている。しかし、その分だけの人件費というのはかなりかさんでくるということを申し上げたい。

今、この状況の中で、いろんなぎりぎりのところで職員はやっていて、この一般財源の内容につきましても、精査、精査した結果の中で、こういうことを上程させていただいたという思いは、私は大事にしていきたいと思っております。

○野田委員　市長はそういう考えでやられるということで、それ以上は言いませんけれども、やはりもっと職員がやることによって成長するという部分があるんですよ、中身を精査する中において。僕はそういうふうに思います。

○加藤市長　このことだけは御理解いただきたいと思っておりますけれども、丸投げではないというなんですよ。だから、要するに職員もいろいろ考えながら、一緒になってやってきて、やはり専門家、エキスパートに任せなきゃならないところは任せながら、自分でできるところはきちんとやりながら、そういうことを精査していきながら、今回こういう形の中でお示ししているというような状況でございますので、御理解いただきますようお願いしたいと思います。

○仲委員　当初予算の46ページ、市債のところなんですけど、今回、当初予算で9億6,810万円の市債、起債を起こすということで予算計上されておるんですけれども、資料の7、8ページで、地方債予定の中で、過疎対策事業債（ハード分）が1億4,400万あるという中で、これについては過疎対策事業計画の中である事業だと思うんですけど、この1億4,400万というのは、この配分の限度

額がこういう金額なのか、それとも市の事業費によるものかどうか。特に配分のところを僕は聞きたいもので、そこはちょっとお答えください。

○岩本財政課長 過疎債の配分額につきましては、毎年枠があるということは御承知のとおりなんですけれども、当初予算を組むに当たっては、過疎債が充当できる事業があるかどうかということで判断してやっておりますので、これは枠内の範囲なんですけれども、過疎債については目いっぱい活用するような形で予算を計上しておるといのが現状です。

○仲委員 工事参入の話は置いておいて、やはり過疎債については充当率が100%で、構成予算70%と言いながらも、国の施策の中で重要な過疎対策事業債という認識の中では、やっぱり三重県内の配分額も気にしながら、これ、目いっぱい使っても僕はいいと思うんです。そういう意味の中では、今後、過疎債の延長も、陳情、いろいろ全国出されておるんですけれども、三重県内の尾鷲市の配分がこれから右肩上がりなのか、下がってくるのかというような予測と、今回については、大体、例えば2億ぐらいあるとか、そういうことが分かればお答えください。

○岩本財政課長 今後の動向というか、これまでの経過でいくと、おおよそ枠としては2億5,000万から6,000万ぐらいになっておりますので、その中で充当できる部分について十分に活用していくという方針でやっております。

○仲委員 今回の事業を見ると、どうしても事業をしなくてはならない、日常的な事業を充当できるようにされておると思うんですわ。ただ、市のこれからの計画の中で、どうしても規模の大きいハードなり、というときが来ると思うんです。そういうときのために、毎年使っておるんやけど、その年についてはそこに重点的に過疎債を使うというような考え方は、市長、持っていますか。

○加藤市長 確かに財源がこういう状況ですから、何もしなかったら何もできないと。だから、いつも申し上げておりますように、有利な起債をどうやって生かしながら、最低限のことでもいいから、やっぱりやらなきゃならないということについては、それに充当していきたいという考え方は、だから、それが毎年毎年同じような過疎債の使い方じゃなしに、今回はこういうことで過疎債を使いたい、2年後にはこういうことをしたいというような、そういう重点施策というものを打ち出しながら、有利な起債というものを使いながら、要するに財政負担というのを多少なりとも減らしていくというような形のものをつくり上げていきたいと思っております。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○楠委員　　ちょっと総論的な話で聞きたいんですけど、今回の令和2年度の予算編成に当たって、各部門に市長からどういう組立てをしなきゃいけないとか、あるいはシーリングを設けるよとかいうお話をされているとは思いますが、その辺の実情、できる範囲で教えていただけますか。

○岩本財政課長　　当初予算の編成に当たっては、毎年市長のほうから当初予算編成方針を出しておるんですけども、今回は本市の財政状況を十分認識した上で、全庁的な視点を持って、従来の事業構築、予算形成にとらわれることなく精査を行い、施策事業においては最大限の事業成果を目指す。それから、歳出の中身については、必要性、有効性、効率性、公平性などの観点から徹底的に分析をし、無理、無駄を排除した上で予算の見積作業を進めていただきたいということで、大きな視点でいくとそういう通知をさせていただいております。

○楠委員　　基本的なことを各部署に精査をした上で成果を見るとか、分析しなさいということなんですけど、実際に、毎年毎年、似たような事務事業もあるとは思いますが、評価した上での予算要求なのか、組立てなのか、その辺は、実際、その精査ということをされているのかどうか。

○岩本財政課長　　事業については、政策調整課のほうで、実施計画を各課から出していただいて、それについては前年度の評価も含めた上で、今後、事業の方向性を示すということになっておりまして、財政課のほうも、それを参考にしながら予算のヒアリングなりということをやっておるんですけども、そのほかにも財政課独自で細かい部分の精査、本当に消耗品とか役務費に至るまで精査を行いながら予算編成を行っているという状況でございます。

○楠委員　　そこまでやっているんならそれでいいんですけど、そうすると、資料の5ページですか、一般財源の主な増加要因、これがあるのであれば、なるべくなら、その分を見越した財政の取組が必要じゃないかなと。

　　というのは、総務費のPCBというのは、私、何度も前から、一般質問とか委員会でもしているんですけども、あるのにもかかわらず、増加の要因という言葉じゃなくて、計画的に取り組んでいないから増加要因という言葉を使って、増えちゃいましたという話になるわけですよ。負担金についても、ある程度、何で急に増えたのか、もともとあるものなのか、その辺のすみ分けをちゃんとしないでやっているということと、先ほど、南委員も言いましたけれども、増やしたことによる要因と、プラス、人材とか、過疎債とか、借金を積み重ねて、それを返さなきゃいけない。増えるだけの一方なんですね。だから、もともとあるものを、ちゃんと事業

評価して組立てしておかないと、効率性とか、その目的に合っているのかもやった上で、こういうものを載せてくるならいいんでしょうけど、そこがちょっと見えないんですよ。増えました、増えちゃいましたというようなことだけでは用が足りないんじゃないかと思うんですよ。

ですから、基本的に、市長も先ほど言っていましたけれども、単年度で物事を見るんじゃなくて、計画的にやれば、増加要因なんていう言葉を使わないでできるんですよ。委託料については、確かに行政職員が少ない中で大変だとは思いますが、ある一定のところまで委託すれば、ある程度、減額はできるだろうというところも全て精査して、課長がおっしゃったように分析した上で出てきたものかどうかというのは、私たちは見えないので、そういうところをちゃんと説明してもらわないと、この予算でいいですよということにはならなくなるということなんですけど、その辺はいかがですか。

○岩本財政課長　各課から出ている予算の内容につきましては、各課のほうから精査されておるということで、説明はそのときにされると思うんですけども、確かにおっしゃるような、財政見通しをつくった段階では、PCBは本当は分かっ取らなあかんやつやったというのは、御指摘のとおりでございまして、そのほかについても、予算編成をする中で、細かい見積りをしたことによって、結果、増額になってしまった。見通しの時点で、そこまで把握するのがなかなか難しいということがありますので、その辺はちょっと御理解をいただきたいと思います。

○楠委員　基本的に、その事業の妥当性だとか、あと、負担金は特に経済性の問題も絡んできますから、そういうところもしっかり精査した上で、これから予算編成していかないと、もう自前の市税だけでは何もできないんですよ。仮に、今、地方交付税が当然あるのは、これはしょうがないけれども、それ以外の特例債とか、そういうものを市も出していいですよということが、どんどんどんどん制限がかかってきたときに何ができるかというところまで踏み込んでやっておかないと、あとは借入金を返すだけなんですからね。そういう厳しさを頭に入れて組立てしていかないと、財政需要に合わせてやっていくだけでは用が足りないんじゃないかなと思うので、その辺どうでしょうか。

○岩本財政課長　当然、借入れをしたら償還という話になってきますので、その辺は、以前にも話が出ていましたプライマリーバランスも考えながら、起債の額が多くならないように、後年度の負担が増えないようにということを考えてながら予算編成等はやっていかなければいけないと思っております。

○奥田委員 1点だけ、すみません。

73ページの、ふるさと応援基金積立金ですね1億5,000万、これは議案に対する質疑にもあったと思うんですけども、今年度のふるさと納税が1億1,000万ぐらいで、来年度1億5,000万を見ているということなんですけど、この根拠というのはどうなんですか。今の新型コロナの影響もありますし、経済状況を考えて、いかがですかね。

○加藤市長 今回、1億1,300万から400万ぐらいを令和元年度のふるさと納税の予測を立てて、1億5,000万ということをございますけれども、まず、一番大きな話というのは、既存のお客様、今までふるさと納税に御寄附いただいたお客様を、いかにして100%に近いような形の中で取り込んでいくか。そのための対応を考えなきゃならないということが一つでございます。それ以外に、ポータルサイトを増やしました。一つでやっていた分について、楽天のポータルサイトを11月からスタートしていて、半年、その分についての効果が上がるであろうと。もう一つは、トラストバンクというポータルサイトがあるんですけども、今まで段階別に、松、竹、梅というような形の中で、順番に松のほう売上げがよかったり、梅のほう売上げが少なかった、それは見るあれが少ないというような、それを並行に、全部それをなくしまして、一遍に見られるような形にしようという、要するにポータルサイトをもっともっと使いながら、お客様を呼び込もうと。新たに東京のほうでの某有名百貨店が、そういうことを取り上げるということに対して、我々も参画するというような、いろんな形の中でポータルサイトの利用ということで、その部分を期待しているというような、主なやつはそういう話です。1億5,000万という、取りあえず目標を掲げようということで計上させていただきました。

○奥田委員 期待というのは、市長、よく分かります。ただ、予算なので、予算の入とかに関わる部分なので、本当は確実な目標と今言われましたけれども、本当に確実に入ってくるものは、入と考えてやるべきじゃないかなという気はするんですけど、市長は、いつも景気よく、お金がなくてもやるんだと、これまで言ってきたし、ふるさと納税にしたって、3億やるんだと、以前、言われましたよね。それに比べたら半分なので、1億5,000万という。市長が景気よく言われていたことに比べたら少ないなという感じはするんですけども、でも、これでもまだどうなのかなという疑問は来るんですけども、目標を予算に上げるというのもどうなのかなという感じもしますけど、だから何かお手盛りをしているというふうに取り

ることもないような気もせんでないですけども、その辺のところ、もう一回、財政というものを、市長、真剣に考えておられるんだと思いますけど、見ていると何か言葉が軽いというか、昨日の、財政が改善されているとか、しっかり、もうちょっと精査してほしいなという気がするんです。

また、各課に聞きたいと思いますけど、先ほど野田委員、楠委員も言われていますが、資料の5ページ、財政収支見通しと比べて1億6,000万増えましたよということで、委託料が、計算してみると1億6,000万のうち9,300万あるんですね。だから、野田委員や楠委員、言われるように、もっと精査して、職員でやれる分は、やれるという、本当に、これ、精査されているのか、各課でもう一遍、予算審議の中で聞きたいなと思うんですけども、もうちょっと、市長、踏み込んで予算編成してほしいなという、それだけ、お願い。

○野田委員　市長にお聞きします。先ほどの地方交付税で1億8,900万が前期比プラスということなんやけれども、前回、9月に2億6,800万の補正がありましたけれども、そういうふうな要因を考えて1億8,900万という形を見込んだということよろしいですか。

○岩本財政課長　今年度、令和元年度で、普通交付税の実績としては補正で3億3,100万ぐらいに増えておりますけれども、それで、その後、例えば法人事業税交付金も、今回新しく歳入で入ってきておりますけれども、それらも基準財政収入額に参入されるということ、あるいは地方交付税の増額分についても交付税の収入に算定されると。それに対する需要のほうも、多少、増額要因はあるんですけども、もう一つは、先ほど来、言っております補正係数とか単位費用、それらについては目いっぱい見てしまうと予算割れを起こす可能性もありますので、その辺は考慮した上で、今回の予算計上になったということでございます。

○野田委員　もう一点、最後に、5ページの、参考と書いて、新公立病院改革プランの最終案による一般会計繰出金の推移ということ、出ているんですけども、繰入金第3条と第4条の資金よりも、これだけ落とした形で予算を計上、納得してもらったということよろしいんですか、病院のほうに。

○加藤市長　前回の行政常任委員会でも御指摘がございまして、要するにこちらのほうの、市の財政が苦しい中で、その分だけ、どれだけ病院に投下するんだよと、そういう言葉もございましたし、やはりこういう状態をもう一回精査しなきゃならないということで、今まで病院の改革プランの中間案でお示しした内容から、いろいろ精査しながら1億4,900万の一般会計繰出金を減らしたということござ

います。

○野田委員 病院のほうにどれだけ金出すんやと言われるということですが、公益企業会計において、繰出金の定義というのが、高度医療機器を購入した場合は2分の1か、地方交付税の中に入ってくるわけですね。そこら辺をきちっと明確にして対応しないと、要は、僕は何を言いたいかというところ、一般財源のほうの、もうちょっとスリム化が図れるんじゃないかというところ、病院に負担をかけるという、これまでのやり方をやっていると、病院自身の責任の度合いというか、所在というんですか、そういうものをそいでしまうおそれもありますので、そこら辺は十分、これだけでいいだろうというような根拠じゃないほうがいいんじゃないかというふうの一つ思いますので、よろしく。

○加藤市長 病院に負担をかける云々ということは、一切そういう形で、病院との話合いの下で一応決めていると。ですから、この財政見直しに対しても、病院の新改革プランについても、令和元年度に繰出金4億2,500万については、令和6年度までは4億2,500万を維持するという前提のもとでやっておりますので、こちらの都合によって云々、どうのこうのということはありません。基本的な基準に基づいた形の中で、病院新改革プランと財政見直しの形で、見直しに伴う財政健全化計画というものを、要するに双方で見てみた結果が、先ほど財政課長から説明させていただきました一億四千何百万かの、要するに繰り出しを抑えたというようなことですので、御理解いただきますようお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長 他に。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで財政課の4議案の審査を……。

その他のところ、あるの。

○岩本財政課長 それでは、その他の事項といたしまして、尾鷲市公共施設等総合管理計画案について御説明をさせていただきたいと思っております。

この計画につきましては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、公共施設等の適切な配置を実現し、財政負担を軽減、平準化するために、その基本的な方針、考え方を定めるものとして策定をするものでございます。

それでは、この計画の内容につきましては、主幹のほうから説明をさせていただきます。

○塩津財政課主幹兼係長　それでは、内容について御説明申し上げます。

計画案、1ページを御覧ください。

1、公共施設等総合管理計画策定の背景と目的につきましては、先ほど課長から申し上げましたが、今後の人口減少や住民ニーズ等の変化を踏まえ、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化することにより、将来にわたって持続可能な行政サービスが展開できるよう、基本的な方針を示すために策定するものでございます。

次ページを御覧ください。

2、計画の位置づけでございますが、本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体に策定を求められております「公共施設等の維持管理、更新等を着実に推進するための行動計画」に該当し、平成26年4月22日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、本市の公共施設等の今後の在り方について、基本的な方向性を示すものとして位置づけるものでございます。

次に、3番、対象施設と計画期間の（1）本計画の対象施設につきましては、公営企業に係る施設等も含め、本市が保有する全ての公共施設、インフラ資産としておりますが、総務省の策定指針に基づき、下の①番から③番、河川や文化財等については対象から除外しております。

（2）の計画期間につきましては、令和元年度から令和30年度までの30年間とし、10年ごとに見直しと現状分析を行い、計画を更新することとしております。

次のページを御覧ください。

4番、人口の動向及び将来の見通しでございますが、下の棒グラフを御覧いただきますと、昭和55年以降、減少を続けておりまして、今後さらなる減少は避けられないような状況となっております。

次のページを御覧ください。

人口構成につきましては、平成7年と平成27年の人口ピラミッドで比較しますと、若年層の減少が顕著となっております、少子高齢化が進んでいることが明らかでございます。

次の5ページを御覧ください。

5、財政の状況でございます。まず、歳入につきましてはですが、平成25年度から徐々に減少しておりまして、今後も生産年齢人口の減少等による市税の減少が予想されるなど、大きな伸びは期待できない状況でございます。

次の6ページを御覧ください。

歳出につきましても、歳入同様、減少傾向となっております。この中で、投資的経費につきましては、本計画にとって重要な要素ではありますが、過去5年間は減少傾向で推移している状況でございます。

次の7ページを御覧ください。

6番、公共施設等の現況と課題でございますが、本市が保有する公共施設等は、普通会計で164施設、延床面積は10万3,741.5平米、次ページの病院会計のほうで6施設、延床面積は合計で2万2,168.6平米、水道会計で25施設、延床面積は6,001.1平米となっております、分類別の保有状況は表のとおりとなっております。

次の9ページを御覧ください。

この棒グラフにつきましては、先ほどの表の公共施設の延床面積を建築年ごとに表したものとなります。

普通会計に属する公共施設の延床面積10万3,741.5平米のうち、旧耐震基準となる昭和56年以前に建設された公共施設の面積割合は57.4%、昭和57年以降に建設された公共施設は42.6%の割合となっております、耐用年数が既に経過している施設も見受けられることから、更新や大規模修繕、あるいは施設の廃止や統廃合、集約化など、行政サービスの水準を維持しつつ財政負担を減らす方策を、個々の施設の利用状況などを勘案しながら進めていくことが必要となっております。

次の10ページを御覧ください。

こちらの円グラフは公共施設の延床面積について、行政系、社会教育系などの分類別割合で表したものであります。割合が一番大きいのは学校教育系施設で29.6%、以下、医療施設が15.7%、公営住宅が7.9%という状況であります。

次の11ページを御覧ください。

7番、公共施設の更新コスト試算ですが、これは普通会計に属する公共施設を全て維持した上で、今後、改修や建て替えを行っていく場合のコストの試算となります。黄色い線が平成26年度から30年度の更新コストの実績で、年平均5.8億円、赤線が今後40年間にかかる更新コストの年平均の試算で12.7億円となっております。

今回の試算につきましては、現在、市が保有する公共施設のみで行っておりまして、新規の建設等は考慮していないため、今後は総量ベースでの削減目標を立てるとともに、新規の建設については慎重な判断が求められていくと考えております。

次のページを御覧ください。

8番、インフラ資産の現状と更新コスト試算でございますが、まずはインフラ資産の現状といたしまして、市が管理する道路や橋梁、トンネル、上水道などのインフラ施設の総量を一覧表にしております。

次の13ページを御覧ください。

普通会計に属する既存のインフラ資産につきまして、今後も改修や更新を行い、維持していく場合の更新コストの試算でございます。黄色線が平成26年度から30年度の更新コストの実績で、年平均1.9億円、赤線が今後40年間にかかる更新コストの年平均の試算で3.4億円となっております。

インフラ資産につきましては、市民が生活をする上で欠かせないものでありまして、その性質上、簡単に廃止できるものではないため、財政状況や人口動態を勘案し、適切な維持管理・修繕・更新に努める必要がございます。

次のページを御覧ください。

14ページは水道会計に属するインフラ資産の更新コスト試算であります。こちらの試算につきましては、平成30年度に策定されました尾鷲市水道事業経営戦略の中の試算を参照しております。

次の15ページを御覧ください。

基本方針と目標設定であります。

まず、基本方針ですが、公共施設に関しましては、更新費用試算額及び将来の人口減少を踏まえ、適正な維持管理、長寿命化などによりライフサイクルを延ばすことで、将来負担の均衡と低減を図ることとし、インフラ資産に関しましては、廃止・転用することが難しいため、現存するインフラを維持することを前提としながらも、更新費用の不足額や将来の人口減少を踏まえ、必要かつ適切な更新と維持管理に努めることとしております。

次に、(2)目標設定でございますが、公共施設につきましては、過去5年の更新コストの実績が、先ほど申し上げました年平均5.8億円で、今後40年間に必要となる更新コストは年平均12.7億円と試算されており、全ての公共施設を現状のまま維持していく場合は、年平均で6.9億円不足することとなります。

この試算は、総務省が推奨しております「公共施設更新費用推計ソフト」を利用して推計したのですが、この数値は大変厳しいものでありまして、今後は公共施設の削減による運営費用の削減や、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減、施設管理の効率化によるコスト削減及び更新費用に充当可能な財源の確保な

どに努め、適正な規模、総量での公共施設の維持管理・修繕・更新を行っていく必要があります。

続きまして、次の16ページを御覧ください。

(3) インフラ資産の目標設定ですが、既存のインフラ資産を維持したまま改修や更新を行った場合、今後40年間に必要となる更新コストは、年平均で3.4億円という結果となっております。直近5か年の既存更新コストは年平均1.9億円でしたので、年平均で1.5億円ほど不足することとなります。

また、水道会計におけるインフラ資産につきましては、「尾鷲市水道事業経営戦略」に基づき更新を行った場合、今後10年間で平均0.85億円、8,500万円の更新コストが必要となる見込みとなっております。

今後は既存のインフラ資産の更新にかなり費用がかかるものと思われませんが、インフラ資産に関しては廃止・転用することが難しいため、現存するインフラ資産を維持管理、更新していくことを前提とし、総量に対する目標は現状維持とします。そのため、各インフラ資産に応じた維持管理水準の見直し、長寿命化計画等に基づく計画的で適切な維持管理、さらには地区ごとの人口増減等に伴うインフラ需要の変化を予測することで、それぞれのインフラ資産を必要かつ適正規模で更新するように努めます。

次の17ページを御覧ください。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方であります。

まず、施設の点検・診断につきましては、現状行っております定期点検を引き続き適切に行うとともに、施設ごとの点検・診断の結果を蓄積し、実施状況を把握できるようにいたします。

施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化調査等を実施することなどにより、経年による劣化状況、気候などの外的負荷による性能低下状況及び管理状況を把握した上で検討を行います。

次に、維持管理・修繕・更新につきましては、施設の重要度や劣化状況に応じ長期的な視点で優先度をつけた上で、三重県ユニバーサルデザインに適合するような改修や更新に努め、全ての人が利用しやすい公共施設等となるように取り組んでいくこととし、管理運営に当たっては、官民連携の手法の活用を検討するとともに、新しい技術や考え方を積極的に取り入れながら維持管理・修繕等を合理的に進めることにより、財政負担の軽減やライフサイクルコストの低減に努めます。

次に、施設の安全確保につきましては、点検・診断等により危険性が認められた

公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保することとし、避難施設または防災拠点施設かどうか、多数の市民の利用がある施設かどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。また、経年劣化による外壁の崩落などの危険性が高い施設については、不慮の事故につながらないように緊急の修繕等の措置を取るなど、適切な処置を講じます。

耐震化につきましては、財政状況等を踏まえた上でありますが、こちらも順次進めていくよう努めてまいります。

次の18ページを御覧ください。

施設の長寿命化につきましては、施設ごとの耐用年数の到来年度を把握することで、更新が必要となる時期を認識するとともに、適切な改修を行うことに、財政負担の軽減を図ることとします。

施設の統合や廃止につきましては、前述の更新コストの試算により、施設更新のための財源が不足していることは明らかであり、あらゆる観点から、合理的で費用対効果の高い取組を進めていく必要がありますが、施設の総量削減は財源確保の手段のうちの一つであると捉え、単純な面積縮減とすることなく、行政サービスの水準や機能、必要度、人口動態や利用頻度などを意識して検討していくこととします。

また、民間で代替可能なサービスかどうかの検討や、施設の多機能化について、さらには近隣自治体との広域連携についても検討いたします。

次の19ページを御覧ください。

11番、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針でございます。

まず、(1)公共施設につきましては、①番、行政系施設としまして、市役所庁舎及び地区センター、消防施設、その他行政系施設について、管理に関する基本的な方針を記載しております。

まず、市役所庁舎につきましては、今年度より耐震改修工事を進めております。

地区センターにつきましては、尾鷲市公共施設耐震改修計画に基づき、順次建て替えを行っており、元の出張所など、今後利用予定のないものについては売却あるいは解体を含めた施設の利用方法を検討してまいります。

消防施設及びその他の行政系施設につきましては、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行ってまいります。

次に、②番、市民文化系施設としまして、コミュニティーセンター及び尾鷲市市民文化会館についての基本方針を記載しております。

コミュニティーセンターにつきましては、先ほどの地区センターと同じく、尾鷲

市公共施設耐震改修計画に基づき、順次建て替えを行っております。まだ建て替えを行っていないものにつきましては、今後建て替え等を含めた検討を行ってまいります。

尾鷲市文化会館につきましては、音響・照明等の設備が開館当初のままであるため、今後更新が必要となってまいります。利用実態や周辺市町を含めた人口規模に見合った運営コスト等を踏まえながら施設の在り方を検討しつつ、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

③番、社会教育系施設につきましては、公民館や図書館など、教育や生涯学習の観点から重要となる施設であるため、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行っていくこととします。

次の20ページを御覧ください。

スポーツ・レクリエーション施設につきましては、住民の健康と体力の向上を促進するための重要な施設であることから、各施設の利用実態や運営コスト等を踏まえながら、特にスポーツ施設につきましては尾鷲市スポーツ推進計画に基づき施設の在り方を検討しつつ、適切な維持管理・修繕・更新を行ってまいります。

産業系施設につきましては、地場産業である農業、林業、水産業を保全・啓発していくために必要な施設であり、今後とも適切な維持管理・修繕・更新を行っていくこととします。

次に、⑥番、学校教育系施設としまして、小学校、中学校及び休校中の学校について記載しております。

まず、小学校につきましては、これまで耐震改修を含め適切な改修工事を行っており、今後も、児童数の推移と各小学校の状況を把握しながら、適切な維持管理・修繕・更新を行ってまいります。

中学校につきましても、質の高い教育と安全安心で快適な学習環境を提供できるよう、小学校同様、適切な維持管理・修繕・更新を行ってまいります。

三木小学校・三木里小学校につきましては、本年度に賀田小学校へ統合されたことから、今後は既存校舎の利活用を含め、取扱いについて検討していく必要があります。

須賀利小、九鬼小、梶賀小、須賀利中、北輪内中は休校となって長いことから、今後の活用方法や、適切な維持管理、取壊し等についても検討していく必要があります。

次に、⑦番、子育て支援施設につきましては、児童の健全な育成と働き盛りの子

育て世帯にとって必要不可欠な施設であることから、尾鷲市保育所整備基本計画に基づいて整備を行い、適切な維持管理・修繕・更新に努めてまいります。

次の21ページを御覧ください。

保健・福祉施設につきましては、市民の総合的な健康づくりと高齢者福祉等に寄与する施設であり、「養護老人ホーム聖光園」及び「輪内高齢者サービスセンター」については、「尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づいて指定管理としており、「尾鷲市福祉保健センター」を含むその他の施設は市の直接管理となっております。

豊かで健康的な市民生活のためにも、今後も適正な管理・修繕・更新を行ってまいります。

公営住宅につきましては、生活の基盤となる居住空間を提供する重要な施設ですが、老朽度が高く、経過年限を超えたものもあることから、効率的な維持管理や修繕等を行うため、平成29年度に尾鷲市営住宅長寿命化計画を策定しております。今後は、将来の住宅需要等も勘案し、適切な規模での維持管理・修繕・更新を行います。

⑩番、供給処理施設につきましては、生活ごみ、し尿、浄化槽汚泥や一般廃棄物、不燃物を処理する施設であり、清潔で住みよい環境のためにも、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行ってまいります。

なお、ごみ処理施設については現在、五市町での広域的な施設整備に向けて検討を進めている状況であります。

次に、⑪番、その他としまして、普通会計に属する公共施設のうち、これまでの分類に区分されないものについての基本方針を記載しております。

尾鷲市斎場につきましては、市内に唯一の火葬場で市民生活には欠かせない施設であることから、計画的な修繕を行っておりますが、その使用頻度と経過年数から施設の老朽化が進んでおり、施設改修について、今後検討していく必要がございます。

教員住宅は、老朽化が激しいことから、今後、使用できない教員住宅の売却あるいは取壊しについて検討していく必要があります。

尾鷲中央駐車場は、地震の際に倒壊のおそれがあるブロック帳壁を平成30年度に撤去し、その後、使用停止としているため、今後は売却に向けた検討を進めてまいります。

また、上記以外の施設においても、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行いま

す。

次の 2 2 ページを御覧ください。

上水道施設及び簡易水道施設につきましては、インフラ資産である水道管とともに、水道会計によって管理されており、住民の生活には欠かすことのできないものであるため、今後は、適切に維持管理や修繕に努め長寿命化を推進し、更新時には人口推計等を基に、ダウンサイジングやスペックダウン等を検討してまいります。

1 3 番、医療施設につきましては、安心して良質な医療を受けられる環境は極めて大切なものであるため、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行ってまいります。

続きまして、(2) 番、インフラ資産についての基本方針でございます。

①番、道路・橋梁・トンネルにつきましては、住民生活に直結しており、代替のインフラが整備されるなどの事情がない限り廃止することが困難であることから、現在保有する道路や橋梁、トンネルは、将来にわたり維持管理していくことを前提とします。

一方で、その維持管理に要する費用について削減を図るため、重要度が高く交通量が多い道路と重要度が低く交通量も少ない道路間で舗装の打ち替え頻度などの維持管理水準を変えることで、今後必要となっていく更新費用の削減等に努めてまいります。

また、橋梁やトンネルにつきましては、橋梁長寿命化修繕計画及びトンネル長寿命化計画に基づく取組みを継続し、ライフサイクルコストの縮減を進めます。

今後の新規整備予定路線については、代替路の有無や沿道への影響など、整備の必要性や整備内容を検討した上で整備を進めてまいります。

次の 2 3 ページを御覧ください。

上水道及び簡易水道につきましては、住民の日常生活に直結するものであり、安全でおいしい水の安定供給を図ることで公衆衛生の向上と生活環境の維持に寄与しております。今後も安定的に水が供給されるよう「尾鷲市水道事業経営戦略」に基づき適切な維持管理・修繕・更新を行ってまいります。

③番、下水道施設につきましては、主として市街地における雨水の排水を目的として現在設置されておりました、豪雨等による浸水被害の防止に寄与するものであることから、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行ってまいります。

こうした施設類型ごとの管理に関する基本方針を基に、令和 2 年度より個別施設ごとの管理計画を策定してまいります。

次の 2 4 ページを御覧ください。

12番、計画推進のための方策でございます。

(1) 庁内の推進体制としましては、組織体制図のとおり、市長をトップとして、固定資産台帳などを合わせて、財産管理を……。

○三鬼(孝)委員長 主幹、正午の零時になりますので、ちょっと中断します。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後0時00分)

○三鬼(孝)委員長 再開します。

○塩津財政課主幹兼係長 それでは、引き続き計画推進のための方策でございます。

(1) 庁内の推進体制としましては、組織体制図のとおり、市長をトップとして、固定資産台帳など併せて財産管理を総括する財政課において、公共施設等に関する情報を一元的に管理し、施設の現状を定期的に入力することにより、現状をできる限り時間差なく一体的に把握できるよう努めます。

次の25ページを御覧ください。

(2) 番、PDCAサイクルを意識した段階的な実施計画の作成ですが、本計画は、30年先を見据えた長期にわたる公共施設等の在り方を示すものであり、実際には、その時々的人口・財政・社会情勢や計画の進捗状況を考慮し、適宜、見直しを加えながら進めていく必要があります。

このため、本計画を基とした実施計画、すなわち施設ごとの個別計画を別に作成し、PDCAサイクルを取り入れながら、個々の公共施設等に応じたマネジメントを実施していく方針とします。

行政サービス水準等の検討につきましては、厳しくなる財政状況において、その水準をどの程度に保つかが今後の課題となります。

公共施設等においても、その現状を把握し、在り方を十分に議論しながら、施設ごとに必要な行政サービスの水準を検討していく必要がございます。

市の人口動態を踏まえた上で、適切な維持管理と多機能化を進めるとともに、施設の統廃合についても検討してまいります。

情報と意識の共有につきまして、公共施設等の今後の方向性については、市民と行政が現状や課題について共通の認識をもって検討することが重要であることから、公共施設等に関する情報について積極的な公開に努め、市民との情報の共有化を図ることとします。

また公共施設等の管理を全庁的に推進するためには、職員一人一人の取組意識を高めることが必要であることから、公共施設やインフラ施設の現状と課題を分析し、保有する施設総量の適正化など効率的かつ効果的な管理運営を行っていくため、職員の間でも情報の共有化を図ります。

次の26ページを御覧ください。

PPP及びPFIの活用についてでございます。

公共施設の整備にあたっては、本市でも、PPP及びPFIの導入も含め、積極的に民間活力とノウハウを取り入れた行政サービス推進を検討し、サービス水準の維持や財政負担の軽減に努めることとします。

最後に、(6) 行政区域を超えた広域連携についてでございます。

近隣自治体や県との広域連携につきましては、現状どおりとしますが、長期的には、近隣自治体の人口動態や財政状況も踏まえながら、広域連携を図ることにより公共施設等の整理統合や合理化を検討してまいります。

尾鷲市公共施設等総合管理計画(案)の内容の説明につきましては以上でございます。

- 三鬼(孝)委員長 報告事項の尾鷲市公共施設等総合管理計画(案)についての御説明がありましたけれども、正午を過ぎておりますし、特に……。午後に質疑を行いたいと思います。よろしく申し上げます。午後は1時15分から再開します。

(休憩 午後 0時04分)

(再開 午後 1時13分)

- 三鬼(孝)委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、尾鷲市公共施設等総合管理計画(案)が説明されましたので、報告事項ですから、簡潔に御質疑していただきたいと思います。どうぞ。

- 三鬼(和)委員 これ、先ほど説明の中でも各部門的というのかな、それで計画を立てているということなんやけど、人口も減って行って、市自体が縮小していく中では、余分な施設が出てくるということになるわね。現状の、今、尾鷲市においても、青年の家であるとか須賀利小中学校であるとか、かなり市のほうで空き家対策条例をつくった以上に、こっちのほうが大変になってくる。次つくるときには、基本的な計画の中には、ある程度予算づけというか、安全対策も含めた中で、そういった計画になるんですか、どうなんですか。これは、今回、国がつくれということで、うちの対象になる、みんな掲げているんやと思うんですけど、次は実施計画

的というのか、そこまでいかざるを得ないと思うんですけど、今回も空き家対策のときに、審議会があるのに、それが進んだ先の予算がないやないかという指摘もあったということで、それでちょっとちぐはぐなこともあるかと思うんですけど、どうなの、所管課としては。

○岩本財政課長 確かに市においては、老朽化して取壊しを考えなあかんという施設が多数出てきておる中で、この計画を、今後、個別計画をつくっていくということは、やはり財源を伴うことがありますので、その辺は非常に危惧されるんですけども、この計画をつくることによって起債がきくというようなこともありますので、そこら辺の財源をうまく活用しながら、計画的にそういったことができるように取り組んでいきたいと思っております。

○三鬼（和）委員 それと、これは極端な話で、ハードの、計画の中には若干使い方というのか、その説明も入ってございましたけれども、本市の中心部と周辺部があるというような地形の中では、そういった公共施設についても、ソフト的な意味で、この施設をどうするかと、この地区の、これをどうするかという議論もあろうかと思うんですけど、そういったことについては財政課だけの話ではないと思うんですけど、そういった取組というのは、全庁的というか、どうされるんですか。これ、必要なことだと思うんです。

○岩本財政課長 確かに個別の施設の計画を今後つくっていく上で、政策調整が、今からつくろうとしておる総合計画とも絡んでくる話もあろうかと思えますし、その辺については、その施設を所管する課を含めて政策調整課とも協議しながら、関係する課が協議を行って全庁的に取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

○内山委員 計画期間は、この3月なんですか、4月1日なんですか。ここの中には2019年度からとあるんですけど、2ページのところ。これはいつ始まりというか、どういう考え方なんですか。

○岩本財政課長 令和元年度を初年度として計画をスタートしたいというふうに思っております。

2ページ一番下のほうに書いてあるんですけども、今年度、2019年度から令和30年度までの30年間ということで計画期間を定めております。

○楠委員 幾つか質問させていただきます。

基本的に先ほどの説明で維持管理、修繕というのは、意外に言葉がたくさんあつ

たんですけど、実質的に、以前にも一般質問でも言わせてもらっているんですけど、行政の縮小に向かって総量規制をしておかないと、ただ修繕だけでは、先ほどの説明で、修繕費用だとかメンテナンス、いっぱいお金かかるよということは言われているので、これは実際に総量規制の中で維持メンテナンスが必要な施設、いわゆる長期的に設置しておかなきゃいけない施設と、すみ分けが必要じゃないかなというところが、まず1点目。

あと、24ページの、全庁的な組織体制で、トップマネジメントは市長で、これは当たり前の話なんですね。だけど、統括するのは、市の財政の問題じゃなくて、財産ですから、財政課というのは分かるんですけど、やはりここは企画部門がしっかり総合計画とか基本計画に基づいて体系的に処理した上で、最終的に財政がそこに串を刺していくというようなスタイルが必要じゃないかなと。ここでやってしまうと、各部門から上がってきて、財政課が、結局、面倒見なきゃいけないのかという話になると思うので、もう少しその組織体制を考えたほうがいいんじゃないかなというところ。

あと、せっかく、今、内山委員も言いましたけれども、今年度から10年ということなんですけど、大事なことは、こういう公共施設の在り方とかについては、市民意見をちょっと反映させる方法も、反映していくことも難しいかもしれませんが、市民意見を募集してもいいんじゃないかなと。いわゆる案を外したときに、こういう意見もあったけど、こうなんでよと、市の完全な姿勢を示していく。あとは計画だけつくって終わりかよと言われないための、一つの関係で、それが25ページにあるような、職員間での情報の共有化を図りますのところへつながってくるような気がするんですけど、その辺どうでしょうか。

○岩本財政課長　　まず最初の御質問なんですけれども、今、公共施設の投資、修繕等にかかる費用が年平均5.8億円ということで、今後40年間を考えると平均12.7億円というような形で、非常に厳しい数字になっておりまして、現在使用していない施設を全て、極端なことを言うと取り壊したとしても、そこまで減らすということは現実的には難しいことだと思いますので、それら、ある程度を含めながら、今ある施設を、大規模改修とか建て替えを行わずに、比較的小規模な修繕でもってライフサイクルコストを縮減するとか、延ばしていくというようなことを考えながら、またそれに当たる財源をどのように確保していくとか、あるいは民間へ譲渡できる可能性はないとか、そこら辺、様々なことを想定しながらコストを削減できるような形を検討していかなければいけないというふうに思っております。

ます。

それから、組織体制のことで、今御指摘がありましたけれども、先ほども申し上げましたように、総合計画等の施策の方向性と相反するようなことが出てくるといけませんもので、そこら辺は政策調整のほうと連携を取りながらやっていきたいなというふうには思っております。

それから、市民の方ということで、これから個別の公共施設の計画を考えていくときには、その施設を利用している方というのももちろんおられるわけなので、そこら辺、意見も聞きながら進めていくことは必要かなというふうには考えております。

○楠委員　　4点のうち、3点は理解したんですけれども、やはり総量規制の中で、確かに維持管理しながら活用しなきゃいけない施設、そういうところは、これからいろいろ調査した上で、しっかり要るもの、要らないものを見極めていかないと、先ほど言われたように、10年間で8億5,000万もかかっていくということを考えると、そこは目指すところじゃないので、もう一度、全体の公共施設、インフラ部分はなかなか難しいんでしょうけど、それ以外の施設についての考え方というのをもう少し整理されたほうがいいんじゃないかなと思いますので、その辺のところ、もう一度お答えください。

○岩本財政課長　　総量の削減ということは一つ重要な部分だと思いますので、今後、個別の施設の計画を立てていく上で、政策的な意味も含めて、全庁でそういった面も含めながら取り組んでいく必要があるのかなというふうには思っております。

○村田委員　　今の楠委員の質問に関連してなんですけれども、やっぱり尾鷲の各施設、維持修繕していかなくてはならないという基本的な姿勢はあるんですけれども、現実見てみると、各施設、修繕して維持できるところはどれだけあるのかなという感じがするんですよね。ほとんどが修繕で使用できるのかなと思うようなところもたくさんあるわけですから。その辺のすみ分けをきちっとやっていかないと、まず、施設の計画を立てる前に、これはどうしようもないなというようなところは、いわゆる計画から外していくというような、一方では外していくというようなことも考えていかないと、全部、一応のせて、それから外していくのが順序だと私は思っておりますけれども、しかし明らかに、これはもうどうしようもないなという施設もあるわけですから、その辺のところを、やっぱり検討の仕方というのは難しいところがあると思うんですね。そこら辺、工夫してやっていただくようお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○岩本財政課長　　今後、計画を進めていく上で、個々の施設について、建築年数であるとか、耐震化の有無とか、施設の稼働状況とか、コスト等の分析をしながら、施策の方向性も鑑みながら、廃止すべきものは廃止、取壊しというような方向で、そこら辺は分けて考えていく必要があると思っております。

○村田委員　　極端な言い方かも知れませんが、まず、ぱっと見て、第一番目に手がけていかなければならないのは、この文化会館ですね、ここですね、体育館、これですね。これなんか本当に今は使用できない、生半可な修理では絶対使用できないというような感じのときにね、これも検討はしなければいけませんけれども、明らかに優先順位で一番最初にどうするかというのを手がけていただきたいなと思うんですよ。現在ではもう全然、市民の方も使えないというような状況の中で。使えないのであればどうするかということ、次に踏み込んだ考え方をしていかないと、なかなかものが前に進んでいかないと思いますので、その辺をひとつよろしくお願ひしたいと思ひますし、これは特に市長にも、やっぱりそこら辺の御判断はお願ひをしなければいかんと思うんですけれども、現在の尾鷲市の中で、この体育館を例えば潰して、ほかのものを建てるというような余裕は全くないわけで、じゃ、どうするんだということも踏み込んで考えていただくよう要望しておきますので、よろしくお願ひします。

○仲委員　　今後、個別計画を別途作成していくと。それについても管財、財政課が中心となって、ヒアリングの中で行うんだらうという予測はあるんですけど、今回の19ページの施設類型ごとの管理に関する基本的な方針というのは、僕の考えでは、大中小の中分類の中での基本方針というような捉え方をしているもので、これはこれでよろしいと思うんですけど、やはり個別計画を立てるときに、今、村田委員さん言われたように、耐震化もできない、老朽化しておって更新しかない、それが必要な施設かどうかという部分が一番重要になってくると思うので、そこらの協議をどういうふうに進めていくか、ここが一番大事なんじゃないかと僕は思っています。

それから、そこらで、公会計管理台帳システムで、今運用されとる部分ですけども、個別計画の内容が、財調システムに記入されることは可能なんですか。そこらをちょっと。機能的にできる。

○塩津財政課主幹兼係長　　まず、公会計管理台帳システムは、施設の面積と建築年、取得金額等の資産の情報の一元管理した情報で、その情報を基に個別計画を立て、削減するなり、廃止するなりという計画で、廃止した段階で台帳から消すとか、

そういう作業のほうには入力はできると思います。

○仲委員　台帳システムとしては今の考えでいいと思うんですけども、僕の考えは、個別計画をつくったときに、既に台帳入力されとる中へ、何年度に建て替えとか、何年度にまで耐震化するというようなことが記入できれば、ずっとシステムとして残りますもので、別冊で計画的なものをつくると、いつの間にか目が行き届かないというような部分がありますもので、そういうことができればなという、希望的観測です。

もう一点、公営企業、水道と病院の企業会計の部分が入っていますけれども、これは償却資産で各給与会計は、きちんと精査した中で計画を立てていくという部分がありましたけれども、公営企業、入っているものはどういうふうな扱いを今後考えていますか。一応、中に入れておくけど、水道、企業会計にお任せするというような考え方かどうか。そこだけ1点、確認したいです。

○岩本財政課長　水道、病院につきましても、それぞれの計画に基づいて、今後の公共施設の方向性については検討をしていくと、進めていくということになると思います。

○小川委員　20ページの学校教育系施設のところなんですけれども、須賀利小、九鬼小、梶賀小、須賀利中学校とか、今後の活用方法、適切な維持管理あるいは取壊し等について検討していくということになっておりますけれども、これ、本当に検討していただけるのかどうか。空き家条例もできましたけど、一回言われたことありまして、公共施設は、梶賀小学校、屋根も落ちています、床も抜けています、放りっ放しで。個人のところ、解体せいとかおかしな話で、先、公共からやれということも言われていますので、これ、本当に検討していただけるのかどうか。

○岩本財政課長　当然ここに書いてあることですので、優先順位ということは出てくると思いますけれども、検討はしていきます。

○三鬼（和）委員　先ほど仲委員が言われておったことは大事やと思うんですね。水道にしても、病院にしても、事業会計であって、仮に全適をしたところで、市のものという形で売却しないわけやもんで、やっぱり並行して、方針は市が立てた中で、システムだけ、病院経営する、水道経営するというのが現状ではないかなと思うので、そういった病院であるとか、そんなんの将来性も考えた中で、こういったのへ明記してほしいなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。経理上の話だけですからね、事業会計といっても。

○岩本財政課長　先ほど言いましたように、それぞれの事業会計で管理はしてい

くということなんですけれども、こちらとしても市の建物ということには変わりないので、全体を見た中で、その辺もちょっと連携する必要があるのかなとは思いますが。また今後、ちょっとその辺、企業会計とも協議しながら進めていきたいと思えます。

○野田委員 一つだけ教えてください。

7 ページに公共施設等の現況と課題というところがあるんですけども、これ、財政じゃなくて総務のほうかも分かりませんが、現状ある公共施設を、どのように具体的にやっていくかというような、リストの表が、県のほうにも提出するのかどうか分かりませんが、そういうものが数年前にあったような気がするんですが、あれ、耐震化でしたかね。そういうリストというのはつくられていないんですか、今のところ。これは総論的な話で、施設の在り方の、まとめていただいているんですけども、尾鷲市公共施設等総合管理計画というような形。ですから、具体的にリストがあって、そういう計画というのは、示すべきものというのとはなかったか、あったかということをお聞きしたいんです。

○岩本財政課長 今、市全体の建物の全てのリストというのは財政課のほうで管理はしております、以前に尾鷲市公共施設耐震改修計画というのが、管財関係が総務課にあったときにつくられたものだと思うんですけども、そういうふうな形で、耐震改修が必要な施設については、その計画のほうで取りまとめたという経緯はあります。

○野田委員 ということは、それを生かして、ベースにしてというところまで、具体的などころまではいかないということでしょうか。別個ですか、もう。

○岩本財政課長 この計画は、耐震改修だけではなくて、維持管理とか廃止も含めた中ですので、耐震改修については、計画がまだ現存しておるわけですから、遅れている部分については、それをどうするかということも含めて考えていく必要があるのかなというふうに思います。

○三鬼（孝）委員長 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、財政課の議案の審査を終わります。何、まだあるの。

○岩本財政課長 最後に、今回、平成30年度の決算に係る財務書類ができましたので、平成29年度決算分と併せて資料としてつけさせていただいておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○三鬼（孝）委員長　　そういうことで、よろしく御理解いただきたいと思います。
これで終わります。御苦労さんでした。

（休憩　午後　１時３４分）

（再開　午後　１時３５分）

○三鬼（孝）委員長　　それでは、再開します。

総務課の議案につきましては９議案あります。それで、条例関係が１号から１１号までの７議案ありますので、一括して審議してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　はい。

○下村総務課長　　それでは、今定例会に提出しております議案について、行政常任委員会進行表により御説明させていただきます。

議案書の１ページですが、議案第１号、尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてにつきましては、東紀州５市町で構成されている東紀州地域振興公社には構成市町から職員を派遣していますが、同公社が、本年４月から一般社団法人となることに伴い、引き続き職員派遣ができるよう条例を整備するものであります。

次のページの条例案には、第２条に職員の派遣について、第３条には派遣職員の職務への復帰について、第４条には派遣職員の給与について、第５条から第７条には復帰した職員の給与、処遇、退職手当などの特例事項について記載させていただいております。

次に、１０ページの議案第４号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてにつきましては、地方公務員法第３１条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続が自治体により様々であったため、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行える旨の総務省通知による所要の改正であります。

このことについては、これまでの臨時的任用職員については、毎年１年限りの雇用ということで、採用試験を実施し、その都度、宣誓書の提出を求めてきましたが、同一の職員が、再度の任用となった場合、さきの任用に際して行った宣誓をもってサービスの宣誓を行ったものとみなすものであります。

続きまして、議案第５号、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてにつきましては、本市の

厳しい財政状況を鑑み、市長及び教育長の給与について減額措置を講じていますが、その減額期間を規定する元号を改正するものであります。

また、市長及び教育長の期末手当につきましても、昨年度、減額率を5%上げましたが、さらに1年間減額を延長するものであります。併せて管理職手当の減額につきましても1年間の延長を行うものとしています。

次に、議案第6号、職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、独自の人事委員会が存在しない本市にあつては、例年、国の人事院勧告に準拠して給料表及びその他諸手当の改正を行ってきましたが、令和元年人事院勧告につきましては、本市の財政状況を鑑み、昨年同様、12月議会への上程を見送りました。その中でいろいろ組合議会とも協議を重ねてきましたが、組合としても、職員のモチベーション、病院、医療職員等とも、いろいろな要望もありましたが、一応協力を得られたということで、令和2年4月からの人事院勧告ということになりました。

先ほど言いましたように、令和元年人事院勧告を、令和2年4月1日適用で準拠し、本条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、別紙資料の1ページを御覧願います。

1番の俸給表の改定ですが、民間と格差のある大卒の行政職初任給を1,500円、看護職初任給を1,700円引上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸についても平均で0.1%の改定率とするものであります。

また、期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ、年間支給月数を4.50月とするための改正であります。

次に、住居手当であります。支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ、これにより生ずる原資を用いて、民間の状況を踏まえ、手当額の上限を1,000円引き上げるものであります。

実施時期といたしましては人事院勧告の平成31年4月とせず、令和2年4月1日といたします。

給与への影響額は、3ページにありますように、一般会計と特別会計では、人勧のアップ分が425万1,321円となります。

また、4ページには、先ほど御説明いたしました市長及び教育長の期末手当の削減率と影響額を記載させていただいております。

議案書の30ページを御覧願います。

議案第7号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、会計年度任用職員についても、議案第6号同様、人事

院勧告を適用するための一部改正であります。

続きまして、50ページを御覧願います。

議案第8号、尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてにつきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、改定後の地方公務員法第22条の2第1項第2号では、フルタイムの会計年度任用職員については、常勤職員と同様、給料、手当及び旅費が支給対象であることが明確にされたことに伴い、報酬が支給される職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額に係る規定を新たに整備するため、同条例の一部を改正するものであります。

次のページに改正案がありますが、「……」として、それを「 」に改めるとなっておると思うんですが、これはあくまで条例の縦書きだったものが横書きになったということで、今回の改正は、中段にあります(5)給料を支給される職員、法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額を追加するものであります。

次に、56ページの議案第11号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止についてにつきましては、所期の目的を達成しており、対象となる職員や債務が今後において発生することがないことから、同条例を廃止するものであります。

同条例は、昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に停職、減給、または戒告の懲戒処分を受けた者に対し、懲戒を免除するものであります。

なお、本条例を廃止しても当時の免除が有効である旨を附則において経過措置として規定するものであります。

以上で議案第1号、議案第4号から議案第8号及び議案第11号までの説明を終わらせていただきます。

○三鬼（孝）委員長　ただいま総務課に係る議案第1号から議案第11号までの7議案の条例の改定の説明がございましたので、御質疑ある方は御発言願います。

○楠委員　議案第5号で、市長の給与等に関する条例の特例を定める関係のところ、市長、今、副市長いませんからあれですけど、給与のカットをされているんですけど、基本的に延期してもどうのこうのじゃなくて、一生懸命やられていますから、通常の状態に戻して、その代わり、言っちゃなんですけど、特別職の委員会をやらなきゃいけないんでしょうけど、市長の退職金だとか議員の報酬だとか含めて、全体の見直しをしたほうがいいのかと思うんですけども、市長、いかがで

すか。

○加藤市長　この件については、市長の給与等に関する条例の特例というようなことで、まず、市長の給与はどうするのか。それから、賞与をどうするのかということについて議会のほうに上程させていただいて、それでお決めいただいた話ですので、それを、一応、今後も継続するということですので、その件についての条例の一部改正であると認識しております。

○下村総務課長　特別職報酬審議会は平成27年に開催されまして、そのときにこの額が決まったと、現状維持ということでした。ただ、その際に、市長任期、4年に1度はやっぱり審査会を開くべきではないかということでしたのですが、市長におきましては、給与の減額、自らの減額ということが続きましたので、報酬審議会のほうも開かずにしております。

○楠委員　基本的に平成27年の後は開かれていないので、実質的に、やはり市民の声も、市長だけカットして、職員も管理職でカットして、議員は何でカットしないのという声意外にあるんですね、議員報酬はカットもしないで。そういうことを考えたら、トータル的に、もう一度、特別報酬の審議会を開催してもらって、あるべき姿をもう少しやっても、市長が諮問しなきゃいけないし、諮問に応じてやらなきゃいけないんですけども、そういうところも少し考えたほうがいいんじゃないかなと。

というのは、さきに小泉さんが総理大臣をやっていた頃、郵政改革をやるときに発言しているんですけど、いわゆる地方自治体の首長の退職金が高過ぎると、なくてもいいんじゃないかというような発言もしていますし、さらには、それができないんだったら、4年間の実績に応じた割合でもいいんじゃないかというふうなことを言っていますので、基本的にその辺も含めて、少し報酬の在り方とか退職金の在り方とかというのを検討してもいいんじゃないかなと、ちょっと私は思っているので、その辺、総務課長はどうなんでしょうか、もう一度。

○下村総務課長　27年の報酬審議会のほうでも、いわゆる年収額を基礎に近隣市町、県内の自治体の首長、特別職、議員等を慎重に審議いただいた結果でございます。ただ、27年から年数もたっておるということで、そろそろ報酬審議会のほうも開催の時期には来ておるかなと。

ただ、先ほど言いましたように、三役につきましては早々と減額措置を講じておりますので、報酬審議会の際にでも、やはり簡単に報酬審議会で決めた額を減額するのはいかなものかというような御意見もいただいております。こういうことも

ありますが、27年から開催していないということで、審議会の開催等についても検討させていただきたいと思っております。

○楠委員　私の言っているのは月額を下げること自体が審議会であって、それを一生懸命継続しているということは分かるんですけど、私は別に下げることじゃなくて、市長の月額は、もうこのとおりでいいと思うんですよ。その代わり、第5条の退職手当の料率を考え直すとか、あるいは実績に応じた方法を考えるとか、そういうことがあってもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。やはり成果主義ということを考えてもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○下村総務課長　次期委員会開催の折には、こういった意見もあるということで、資料等をそろえていきたいと思っております。

○楠委員　時期というのは、いつ頃を予定されていますか。

○下村総務課長　本年度は予算を計上しておりませんので、急ぐようであれば補正対応ということにもなります。前回は9月、10月頃から12月にかけて、当初予算に反映できるような形で委員会を開催させていただいた状況であります。

○三鬼（孝）委員長　他に。

○奥田委員　僕は楠委員が言われたの、ちょっと違うかもしれませんが、市長の減額措置というのは、伊藤市長のときからずっとやっているわけですね。ちょっと幅は増えたかもしれませんが、ただ、退職金は僕は別だと思うんですよ、これ。退職金も4年間で1,620万はかなり大きいじゃないですか、市長。これは審議会どうのこうのじゃなくて、市長自らの判断で、もうやめますと、もらうの、返上しますと、それだけでいいと思うんですけど。どうなんですか、市長。こんなに財政厳しい中で。

○三鬼（孝）委員長　奥田委員、議案第5号は退職金のことは、改正の中に入っていないので、その辺の議論はちょっとやめてください。

○奥田委員　いや、総合的なという話があったので、給与のこれは。給与の減額だけで、課長は報酬審議会は開かんでええんやみたいな話があるものですから、ちょっと申し上げたんですけど、むしろそれを考えてほしいと思うんですけど、ぜひ考えてくださいよ、それ。僕は真っ先に考えてほしいと思うんですけど。

議案第6号なんですけれども、人事院勧告というのは、以前は4月に遡ってということをしていたんですけど、それはいかなものかという話があって、次の4月からにするというふうに、去年ぐらいからなっていますけれども、それでも人事院

には必ず従わなあかんのですか、こういう過疎地であっても。

○下村総務課長　この人事院勧告につきましては、毎年同じ議論になるんですが、やはり職員のモチベーション、それと職員採用にも影響が出ると、近隣自治体との差額ということもありますし、今回、2年連続ということで、かなり職員の家族からも人事院勧告準拠の要望がありました。組合とも3度、4度との交渉の中、市長にも2度ほど組合交渉に出ていただいて、市長のほうから協力をお願いしますというようなことを踏まえて、職員には遡及なしの、本年4月からの人勧導入をお願いした経緯を御報告させていただいた。

○奥田委員　毎年いろいろ議論になるんですけど、今、尾鷲市内の民間と市役所職員との格差というか、その辺の、今どういうふうな状況かというのは、どうなっているんですか。

○下村総務課長　このことについても、毎年同じ答弁になるんですが、なかなか民間企業に、調べるすべがないということで、第三銀行さんあたりが調査しておるような中小企業の記事等でしか参考にはできておりません。

○奥田委員　いや、だって統計とか出しているじゃないですか、尾鷲市の民間給与幾らとか、二百何十万でしたか、出ているじゃないですか。その格差というのは、百数十万あるのかな、見ればすぐ分かると思いますけれども、調べるすべ、ないですか。統計で出ているじゃないですか、尾鷲市内の状況の。

○下村総務課長　人事院のように、ある程度決められた企業もあって、細かい職員給与等についての調査というのは、なかなか尾鷲市ではできていない。かなり難しいんじゃないかなとは思っております。

○奥田委員　難しいですか。だって統計資料も出しているじゃないですか。会議所に聞いても分かる話だし、今、財政厳しいんでしょう。そういう中で、市民の方々への説明が、僕は市長にも、この前、お願いしたけれども、情報開示、それから市民への説明責任というのをきちんと果たしてほしいということを申し上げたんですけども、市民の方々が、今非常に経済も疲弊していて、景気が非常に悪いという状況の中で、市役所の職員が人事院勧告で毎年毎年給与が上がっていく、これが、ちょっと、今、理解しにくいという意見が非常に多い。

毎年こういう議論をしておるんですけども、何で簡単に議員さんも賛成に回るんですかというようなことも、去年も、僕、言われたんですよ。幾ら4月に遡ってじゃなくて、次の4月からしますと言っても、市役所の職員の給料、どんどん上がっておるじゃないですかと。我々全然給料なんか上がりませんよと。我々は税金を

納めて税金を納めてしよるけれども、税金取られて、全然給料上がっていかないんですよという意見が結構多いんです。責められるのは僕らなんですよ、これ。だから、この議案第6号についても、どうしようか非常に僕は判断に迷うんですけども、市民の方々への説明ということ、今の課長の説明では全然僕は市民の方に説明できないし、きちんとした説明をしてもらわないと、我々としてもこれは賛成しにくいですよ。説明しにくいもん、市民の方々に。

○下村総務課長 人事院勧告は決して上がるばかりではなく、過去にも下がったこともありますし、令和元年度は期末勤勉手当の4%カットも実施しております。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで、総務課に係る条例の審議を終了します。続きまして、議案第18号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についての説明を求めます。

○下村総務課長 それでは、議案第18号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）のうち、人件費及び総務課に係る補正予算について行政常任委員会進行表に基づき、御説明させていただきます。

予算書の18、19ページを御覧願います。

歳入ですが、20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、職員研修助成金1万円の減額補正は、令和元年度職員研修受講者数の確定に伴う助成金の減額であります。

続きまして、歳出ですが、22、23ページを御覧願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額9億4,460万1,000円に対し、577万6,000円を減額補正し、予算現額を9億3,882万5,000円とするものであります。

このうち、人件費につきましては全ての費目にまたがりますので、別紙資料2で御説明いたします。

資料の5ページを御覧願います。

タブレットのほうに、A3のやつ、当初予算になりますので、よろしいですか。

この資料は、2款の総務費から6款の商工費までの一般会計の目別の給料、職員手当等について記載させていただいております。

まず、給料449万2,000円の減額補正ですが、これは副市長及び職員の退職と病気休暇により休職となっている職員の復職が遅れたことによる減額でありま

す。

次に、職員手当ですが、期末勤勉手当は給料と同様、早期退職と休職となっている職員の復職が遅れたことにより 88万1,000円の減額であります。

時間外手当 353万3,000円の減額につきましては、時差出勤等により各課の1月から3月分の時間外勤務手当の見込みが予定を下回ったことによる減額が130万円。三重県知事及び三重県議会議員並びに参議院議員選挙の終了に伴う時間外手当支給額の確定による減額が223万3,000円となります。

退職手当 398万8,000円の増額補正につきましては、副市長の退職手当であります。

共済費 87万8,000円の減額補正につきましても、副市長及び職員の退職と病気休暇により休職となっている職員の復職が遅れたことによる減額であります。

なお、本委員会所管の補正予算の中で、人件費については総務課において一括して予算計上していますので、各課における人件費の内容につきましては割愛させていただきます。

続きまして、人件費以外の総務課に係る補正予算について御説明いたします。

予算書に戻っていただき、22、23ページを御覧願います。

総務課分の補正内訳といたしましては、人事管理経費が103万円の減額補正であります。

減額補正の主なものといたしましては、9節旅費 5万8,000円の減額補正につきましては、人事交流による三重県への派遣がなかったことによる特別旅費の減額であります。

12節役務費 16万1,000円の減額補正は、臨時職員募集広告に係る地元紙掲載回数確定による広告料の減額であります。

13節委託料 79万3,000円の減額補正は、職員健康診断受診者数及び職員採用試験受験者数の確定による減額であります。

19節負担金、補助及び交付金 1万8,000円の減額補正は、防火管理者講習会負担金が人事異動等により受講者数が減員となったことによる受講負担金の減額であります。

次に、職員研修事業 1万8,000円の減額補正は、職員研修受講者の確定による研修負担金の減額であります。

次のページにまたがりませんが、総務一般管理経費 235万6,000円の減額補正は、主なものといたしまして、12節役務費では、電話料 40万円が、実績によ

る減額で、次のページの13節委託料50万円の減額補正は、公用車集中管理業務委託料の、運転手さんの時間外勤務が予定を下回ったもので25万円、車検及び法定点検費が、実績に伴い25万円の減額となります。

18節備品購入費135万円の減額補正は、公用車2台の更新を予定しておりましたが、教育委員会から軽自動車1台の移換があったことから、更新台数を1台としたことによる減額であります。

次に、情報化推進事業136万4,000円の減額補正は、12節役務費の手数料が95万5,000円の減額となっております。これは、予定していた庁舎内LAN配線の張り替えを庁舎の耐震工事終了後に見送ったことによる減額であります。

13節委託料13万7,000円の減額は、財務会計システム改修業務委託料が入札による額の確定により減額であります。

19節負担金、補助及び交付金27万2,000円の減額補正は、国と自治体をつなぐ中間サーバー利用負担金の額の確定による減額であります。

次に、情報公開の減額補正につきましては、委員会における審査事項等がなく、委員会の開催数が当初見込みを下回ったため、委員の報酬、旅費を記載のとおり減額するものであります。

次のページ、8目の公平委員会費、補正前の額16万1,000円に対し、9万4,000円を減額補正し、予算現額を6万7,000円とするものであります。

減額補正の内訳といたしましては、委員会における審査事項がなく、委員会開催数が当初見込みを下回ったため、委員の報酬及び東海支部総会、三重県連合会総会に出席できなかった委員の旅費、総会出席負担金の減額であります。

続きまして、選挙管理委員会、よろしいですか。

選挙管理委員会補正について御説明いたします。

歳入ですが、16、17ページを御覧願います。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金の、3節選挙費委託金608万1,000円の減額補正は、備考欄にありますように、それぞれ選挙の完了に伴う県委託料の精算による減額であります。

次に、歳出ですが、28、29ページを御覧願います。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、補正前の額109万円に対し、5,000円を減額補正し、予算現額を108万5,000円とするものであります。

減額補正の内訳といたしましては、14節使用料及び賃借料5,000円の減額ですが、説明欄にありますように、複合機使用料が当初見込みを下回ったものであ

ります。

次に、2目三重県知事選挙費、次のページの、3目三重県議会議員選挙費及び4目参議院議員選挙費の減額補正につきましては、それぞれ選挙の終了に伴う精算による減額であります。

以上で令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の御説明とさせていただきます。

○三鬼（孝）委員長 総務課に係る議案第18号の説明が終わりましたので、御質疑ある方は御発言願います。

○南委員 23ページの委託料の職員健康診断委託料の減額の68万2,000円という説明をもらったんですけども、これは入札された差金ですか、委託料の。

○下村総務課長 受診者数の実績でございます。当初予算では正規職員を110名でカウントしておりましたが、実際に受診したのが72名、臨時職員につきましては150名を予定しておりましたが150名、水産、技師の健康診断は予算どおり、あと、ストレスチェックが350人を予定しておりましたが307人ということで、その差額になります。

○南委員 職員数の減によるものだと、やはりこれは委託をするときにというのは、ある程度、業者間の見積り取るんか、入札するんか、どういう方法でやっておるんですか、これ。

○下村総務課長 この職員健康診断は額がもう決まっておりますので、県内指定の業者さんということで、金額も1人幾らというのが決まっておるもので、入札は見積り1者でやっております。

○南委員 見積り1者ということは、地元にあるのね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○南委員 分かりました。了解。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○奥田委員 最後の選挙費のところの補正なんですけど、これ、いつの選挙でしたっけ。

○下村総務課長 3月末から4月にかけてあった三重県知事、三重県議会議員、それと7月の参議院議員選挙です。

○奥田委員 今頃補正ですか。いつもこのタイミングでしたっけ。

○下村総務課長 県の額の確定が12月議会にはどうしても間に合いませんので。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、総務課に係る議案第18号の審議を終了します。

続きまして、議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明を求めます。

○下村総務課長 議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、人件費及び総務課に係る予算について御説明いたします。

まず、予算説明書の22、23ページを御覧願います。

歳入ですが、13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度予算額85万円のうち、総務課分は、説明欄にあります行政財産使用料48万7,000円で、主な貸付物件は、職員組合事務所、庁舎ロビーに設置の避難所等案内板、共同キャッシングサービスボックスであります。

次に、30、31ページを御覧願います。

15款県支出金、1項県負担金、1目総務費県負担金、本年度予算額115万円、1節の総務管理費負担金の特例事務処理交付金ですが、これは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律など、権限移譲に伴う事務処理に対する交付金であります。

38、39ページを御覧願います。

18款繰入金、1項基金繰入金、10目森林環境譲与税基金繰入金、本年度予算額1,242万1,000円で、本庁舎耐震改修工事に係る庁内木質化に対する繰入金収入であります。

42、43ページを御覧願います。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、本年度予算額6,273万2,000円で、2節の総務費雑入のうち、総務課分は1,310万2,000円で、給与計算等に係る水道事業会計負担金、生活年金プラン事務費、互助会館電気使用料、総合住民情報システム利用負担金、派遣職員人件費が主なものであります。

次に、44、45ページを御覧願います。

21款市債、1項市債、1目総務債、本年度予算額4億9,880万円のうち、庁舎耐震改修事業に係る本庁舎耐震改修事業債3億6,010万円であります。

続きまして、歳出ですが、人件費につきましては、全ての費目にまたがりまので、別紙資料にて御説明いたします。

先ほどお配りしましたA3サイズの、この資料は、1款の議会費から9款の教育費までの一般会計と国保、後期高齢特別会計ごとに目別の給料、職員手当等について記載させていただいております。

表内、職員数の増減は前年度当初との比較で、退職者と新採職員との差引き、異動等による減員でございます。

まず、給料ですが、一般会計、特別会計の合計で6億7,281万2,000円となり、前年度と比較しますと2,823万5,000円の減額となっています。これは、副市長及び退職職員と新規採用職員との差引きによる減員及び給料の差額と、人事院勧告、定期昇給による増額分の相殺によるものであります。

次に、職員手当でございますが、本年度予算額は3億9,493万円で、前年度と比較しますと5,208万6,000円の減額となります。内訳といたしましては、期末勤勉手当が人事院勧告による0.05月分の引上げにより、121万8,000円の増額となるものの、時間外手当で1,300万9,000円の減額となります。これは、昨年度は知事、県議選挙と参議院議員選挙における時間外手当を計上していたことと、時間外手当の算定で、例年、給料の4%としていたしましたが、本年度は3.8%としたことにより、選挙費を除きますと136万8,000円の減額となります。

次に、退職手当ですが、4,154万5,000円となります。前年度と比較しますと3,803万4,000円の減額となりますが、昨年度の定年退職者6名に対し、本年度は2名となるものであります。

また、共済費につきましては、職員の減員により、前年度と比較して966万4,000円の減額となります。

次のページ、資料、送付します。

地方自治法施行規則が改正され、歳出予算の7節賃金が廃止されることにより、臨時雇賃金が皆減され、令和2年度より会計年度任用職員に係る人件費は給料報酬に計上することとなりました。

この資料は、1款の議会費から9款の教育費までの会計年度任用職員の目別、報酬、給料、手当等について記載させていただいております。

表内、職員数の増減は、前年度当初との比較で、育休代替職員、環境課の定年退職者不補充により5名の増員となっています。

1節報酬で支払われる会計年度任用職員につきましては、12月の行政常任委員会で御説明させていただきましたように、在職年数により初任給を調整させていた

だいております。

また、フルタイム勤務となる環境課の作業員、水産農林課の作業員9名につきましては、2節給料、3節職員手当等での支給となり、国の行政職俸給表第2表を準用しております。

前年度の臨時雇賃金及び社会保険料等と比較しますと、短時間勤務による抑制はあるものの、人員の増及び正規職員で担っていた環境課業務をフルタイムの会計年度任用職員で対応するため699万4,000円の増額となります。

なお、本委員会所管の予算の中で、人件費については、総務課において一括して予算計上しておりますので、各課における人件費の内容につきましては割愛させていただきます。

続きまして、人件費以外の総務課に係る予算について御説明いたします。

予算書の54、55ページを御覧願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額10億5,283万6,000円、前年度と比較して1億4,882万1,000円の増額となりますが、増額の主な要因は、PCB廃棄処理委託料3,603万1,000円と、本庁舎耐震事業の1億3,961万1,000円の増額によるものであります。

また、先ほど申し上げたように、会計年度任用職員制度の導入により、臨時職員経費が皆減となり、各所属に報酬及び給料として計上されております。

財源内訳といたしましては、特例事務処理交付金ほか国庫県支出金が197万2,000円、本庁舎耐震改修事業債が3億6,010万円、その他といたしましては、国保会計など総合住民システム利用負担金ほかで2,720万3,000円、その他が一般財源となります。

人件費以外の支出といたしましては、56、57ページの人事管理経費の465万4,000円で、前年度と比較しますと11万8,000円の増額となります。

主な支出といたしましては、9節旅費40万6,000円で、職員採用試験面接官旅費が3万5,000円、後期高齢者医療広域連合に派遣している職員の帰還に伴う特別旅費が5万9,000円、災害被災地派遣旅費が31万2,000円となります。この災害被災地派遣旅費につきましては、災害等において被災した自治体から応援要請があった場合の職員派遣旅費支出で、職員2名、7泊8日で計上しております。

次に、13節委託料194万8,000円で、職員健康診断委託料が164万6,000円、職員採用試験委託料が30万2,000円となります。

次に、14節使用料及び賃借料152万円は、後期高齢者医療広域連合派遣職員及び三重県地方税回収機構派遣職員の公舎借り上げ経費が主なものであります。

次に、職員研修事業40万6,000円、前年度と比較しますと1万6,000円の増額となりますが、それぞれ職員研修に係る経費であります。

別冊の主要施策の予算概要の7ページを御覧願います。

対象を職員としており、定員削減などの行政改革に取り組むなか、多様化する住民ニーズへの対応や市民サービスの向上を図るため、職員研修を強化し、資質向上を目的としています。

主な支出は、9節旅費1万6,000円で研修会参加旅費で、12節役務費9万円は、新採職員を中心とした車両運転技能講習受講手数料であります。13節委託料22万円は、係長級以上を対象とした人事評価者研修、階層別研修委託料で、19節負担金補助及び交付金8万円は、研修参加負担金であります。財源内訳といたしましては、諸収入の三重県市町村振興協会からの助成金2万9,000円以外は全て一般財源となります。

予算書に戻っていただきまして、58、59ページを御覧願います。

総務一般管理経費4,229万8,000円、前年度と比較しますと26万5,000円の増額となりますが、これは、委託料において、会計年度任用職員制度関係の例規整備やシステム改修委託料の皆減により249万7,000円の減額となるものの、公用車の更新が2台となるため、備品購入費が219万2,000円の増額となったものであります。

主な支出といたしましては、8節報償費48万円、顧問弁護士に対する報償費であります。11節需用費641万4,000円、条規類集等書籍の追録代、印刷用紙代、公用車ガソリン代、公用車の修繕料が主な支出となります。

12節役務費437万5,000円、庁舎電話代等の通信運搬費ほか、説明欄のとおりであります。

13節委託料2,158万9,000円は、追録加除式であった条規類集をデータベース化するための委託料、公用車集中管理業務委託料ほか、人事給与、文書管理システムの保守委託料が主なものであります。

14節使用料及び賃借料579万6,000円は、複合機使用料ほか、次のページの人事給与システム借上料、有料道路通行料が主な支出でございます。

18節備品購入費364万円は、公用車2台、これは普通車と軽自動車の更新を今年度は予定しております。

次に、情報化推進事業 6,785万1,000円、前年度と比較しますと273万3,000円の減額となります。これにつきましても、主要施策の予算概要8ページを御覧願います。

対象を市民及び職員として、計画的で効率的な行政運営を図るとともに、電子自治体の実現や、個人情報の適切な管理を目的としています。

主な支出といたしましては、11節需用費11万7,000円、ネットワーク関連消耗品費が主なものであります。13節委託料3,619万5,000円、庁内システムサポート保守、税番号制度対応システム、庁内ネットワーク改修業務及び財務会計システムサポート保守委託料が主な支出であります。次に、14節使用料及び賃借料2,476万9,000円、インターネット財務会計システム、総合住民情報システム借上料のほか、パソコン275台のリース料が主な支出であります。19節負担金及び交付金677万円、主な支出は、国と自治体つなぐ中間サーバーの維持負担金618万9,000円で、これは自治体の規模により負担金が算定されるもので、本年度は60万4,000円の増額となっております。

財源内訳といたしましては、基礎年金事務交付金が63万4,000円、特別会計、公営企業会計からのシステム利用負担金が668万2,000円、その他が一般財源となります。

予算書の62、63ページを御覧願います。

情報公開59万2,000円は、情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会に関する経費で、主なものといたしましては、1節報酬25万円、9節旅費33万4,000円を計上いたしました。

次に、庁舎管理経費5,964万9,000円、前年度と比較しますと3,664万9,000円の増額となりますが、これは庁内にて保管しているPCBの廃棄にかかる経費の増額が主なものであります。

主要施策の予算概要9ページを御覧願います。

対象を来庁する市民及び職員とし、来庁者の安全性・利便性確保と職場環境の維持を目的としています。

事業の内容といたしましては、御覧のように、老朽化している庁舎の電気、水道代、修繕料ほか、警備業務等の支出が主なものであります。

また、増額となるPCBの廃棄にかかる経費ですが、本市で保管している高濃度の安定器、1,162.4キログラムを北九州市で、低濃度のトランス678キログラムを鳥取市にある処理施設までの運搬費を含め3,603万1,000円を計上し

ております。このPCBにつきましては、30年6月通定例会の行政常任委員会でも御説明させていただきましたが、いわゆる順番待ちの状況でありましたので、令和2年度で全て処理できるというものであります。

続きまして、予算概要のほうの本庁舎耐震事業3億8,414万円は、南海トラフ地震の発生率が上がる中、来庁する市民、業務に従事する職員の安全確保と、被災後の業務継続に必要な本庁舎の耐震化を目的としています。

事業の内容といたしましては、9節旅費25万3,000円は、耐震壁の工場検査旅費であります。需用費14万7,000円は、墜落制止用器具、通信機器購入費であります。15節工事請負費3億8,370万円は、耐震改修工事3億5,970万円と、1階フロアの木質化に係る事業費2,400万円であります。

財源内訳といたしましては、本庁舎耐震改修事業債が3億6,010万円、森林環境譲与税基金繰入金が1,242万1,000円、その他が一般財源となります。

耐震改修事業につきましては、後ほど工事スケジュール等も含めて御報告させていただきます。

それでは、予算書に戻っていただいて、68、69ページを御覧願います。

中段にあります、いじめ問題調査委員会費17万3,000円ですが、これは尾鷲市子どものいじめの防止等に関する条例にあります、尾鷲市いじめ問題調査委員会の委員報酬と旅費であります。本委員会は、重大事態への対処として、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策会議を経て、学校または学校設置者が行った調査に対して再調査を、弁護士や心理、福祉の専門家が行うものとなっています。

84、85ページを御覧願います。

8目公平委員会費、本年度予算額16万7,000円、主な支出といたしましては、3名の委員報酬、東海支部総会研修会、本年度は岐阜県岐阜市であります、出席旅費であります。

次に、96、97ページを御覧願います。

14目諸費、本年度予算額969万9,000円、前年度と比較して67万9,000円の増額となりますが、総務課分といたしましては、次のページにあります総務管理費負担金138万2,000円のうち8万7,000円で、三重県社会保険協会、三重県安全運転管理協議会、安全運転管理者講習会、紀北自家用車協会、三重県自治研究センター、平和首長会議の年会費支出であります。

続けて、選挙管理委員会、よろしいでしょうか。

続きまして、選挙管理委員会の予算につきましては、予算書の34、35ページ

を御覧願います。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金3,735万3,000円。選挙管理委員会分といたしましては、3節の選挙費委託金1,000円で、説明欄にありますように、在外選挙特別経費委託料であります。これは、在外選挙人名簿登載者は、本籍地に投票用紙が届きますので、住所地での投票を受託するものであります。ちなみに実績といたしましては、平成30年度がゼロ件、令和元年度が1件でありました。

110、111ページを御覧願います。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度予算額107万8,000円、前年度と比較して1万2,000円の減額となり、財源内訳は、在外選挙特別経費県委託金1,000円と、一般財源が107万7,000円となります。

事務局経費107万8,000円の主な支出は、1節報酬の63万8,000円。委員長はじめ4名の年額報酬で、9節旅費9万6,000円は、本年度、岐阜県大垣市で開催される選管連合会東海支部総会出席旅費であります。

11節需用費21万9,000円は、選挙法令書籍の追録代が主なものであります。

19節負担金、補助及び交付金11万円は、説明欄にありますように、所属する団体等に対する負担金支出であります。

以上で令和2年度当初予算の御説明を終わらせていただきます。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございます。

ここで、10分間休憩します。

（休憩　午後　2時33分）

（再開　午後　2時41分）

○三鬼（孝）委員長　　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、説明をいただいておりますので、御質疑ある方、御発言願います。

○三鬼（和）委員　　57ページの職員研修事業についてなんですけど、予算概要でも説明していただいたんですけど、これまで車であるとか、そういったのは議会からの提案の中で取り入れていただいて、継続もしていただいておりますけど、この研修の中で載っていないのにどうこうと言わないけど、やっぱりメンタルヘルスの研修も増やすべきじゃないかなと思うんですけど、その辺は検討しなかったんですか。

○下村総務課長 メンタルヘルスにつきまして、毎年1回は取り入れるようにしています。

今年度につきまして自殺対策計画に関わるゲートキーパー研修と、職員のメンタルヘルス研修ということで、尾鷲保健所の保健師さんとか、ヨガのインストラクターみたいな方に来ていただいて、県の経費で、全職員対象ということで、113名の対象とさせていただきます。2年度につきましても、そういった、できるだけお金のかからん、公費がかからんような、共同でできるような研修を探していきたいと思っております。

○三鬼（和）委員 前も言ったときに、福祉保健課とも連携してということで、鬱とかそういったことも含めて、大学の先生とか、お医者さん等としまして、私ども、そこへ研修にも参加させていただいたことがあるんですけど、民間においても労務士さんによるメンタルヘルスというのが全国的に広まっておるといふかな、公務員だけじゃなしに、民間でも精神的に病むといふか、逆に仕事といふか、労務に意欲を出すようなメンタルヘルスのサポートといふのもやっておるといふので、一度そういったことも検討していただきたいんですが、その辺はどうですか。

○下村総務課長 これは了解を得ていないんですけど、職員組合のほうも、やっぱり職員のメンタルとか過重労働云々ということがありますので、職員組合さんのほうとも協力して、お金は向こうで出していただいて、職員研修を何とかできないかというふうなことは、今回の人勧の交渉の際にも、来年度に向けて、組合とのタイアップということも、職員の健康管理も含めてやっていけんかというような協議はさせていただきます。

○三鬼（和）委員 分かりました。ぜひそういったのもして、健全といふか、そういった職場づくりに努めていただきたいと思えます。

もう一件は、69ページのいじめ問題調査委員会会費17万3,000円があって、これは報酬と旅費があるんですけど、これまでに、この委員会が開催されたことはあるんですか。もしあるとしたら、どのような形であったかということ、ちょっと。

○下村総務課長 この委員会を開催したことはありません。これは重要事態、死亡とかそういうのがあった場合、先ほども言いましたように、教育委員会が設置しておる委員会を経て、最終の段階で専門家を交えた会議ということになりますので、予算計上はしておりますが、委員会の開催は一度もございません。

○三鬼（和）委員 なぜ聞いたかといふと、教育委員会が片づけた中で、自殺と

かあったら困ります状況の中で、果たして保護者の方とか、そういった方は、こういった委員会が設けられるということを知っておるのかどうか。教育委員会が未解決のまま子供が卒業していくとか、そんなので片づいていくような問題があったのではないかどうかという心配がありますので、自殺なんかがあったら困りますよと、思い悩む保護者であるとか親子がおれば、やっぱりこういう違った角度、教育委員会でない角度からも相談に乗っていただけたりとか、アドバイスいただけるということも必要ではないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○下村総務課長 調査委員会は、先ほど言いましたように、重大事態ということで、教育委員会が所管しておる、いじめ問題対策連絡協議会、さらに上のいじめ問題対策会議、それでも、もうどうにもならんような状況になったときに、やはり保護者さんからの意見とか、そういうことで、本当の専門家も、弁護士、心理士とか、福祉の専門家だけの委員会ということで、それはもう教育委員会から離れて、本庁のほうで、総務が事務局をすることということで、委員さんは専門家の方をお願いすることということで、通常は、委員会の委員もまだ委嘱しておるような状況ではない状態なんです。

○三鬼（和）委員 こういった委員会を招集しなくてはいけないような事態というのは困るわけなんですけど、でも事前に学校だけ、教育委員会だけで片づくという表現は変ですけども、収まっているのかどうかということ、保護者の方とかいろいろ話を聞く中で、甚だそうではなくて、もう卒業までいったという、不満とか、なきにしもあらずじゃないかなと思うんです。私は個人的に、社会の自殺とかそういうのを考えれば、いじめられる子よりかも、いじめる子を学校へ来られないようなシステムをつくるべきだと、私は単純に思っておるほうなので、やっぱりいじめられる子供を守るといふか、いろいろ事情もあろうかと思うんですけども、そういった中で精神的にもバックアップできていけるかどうかと考えると、こういった委員会の方々のアドバイスといふのか、これもあってもしかりじゃないかなと思うんですけど、どうですか、その辺は。

○下村総務課長 これは条例が制定されたときに、第三者委員会的なものを所管するのが教育委員会じゃなしに本庁サイドでやるべきということ、私も総務課長になったときですので、こういうものは総務で扱うしかないかなということ、ただ、専門家というのは総務ではちょっと分からないということ、大学の先生等については教育委員会で紹介いただくと。

弁護士につきましては、うちの顧問弁護士に紹介いただくという形が取れるかな

ということで対応しておるんですが、やはり、いじめ問題、学校単位がまず最初に取りかかって、教育委員会が乗り込んで、そしてこういう委員会に順序立てていくものかなと理解しております。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○野田委員 人件費のことなんですけれども、別紙の6ページ、これ頂いて、全部合わせて12億7,785万5,000円となっているんですけれども、要は、何を言いたいかというと、会計年度任用職員が、310ページの明細書を見ているんですけれども、一般会計歳出予算一覧表という、ここの中に入っている資料を見ているんですけど、この資料の中で、これと、会計年度の人件費を見ているんですけれども、要は今年度の人件費が16億3,900万、令和元年度が14億5,200万ということで、1億8,700万が増えているんですけれども、物件費においては1億4,900万がマイナスになっていて、要は、これまで物件費で処理していた人が人件費のほうに入っていったという形になると思うんですけれども、これで、ざくっと差引きすると3,800万ぐらい増えている形になっているんですが、これは会計年度任用制度を導入したことによる増加と、あと、0.05か月分、期末手当等の人勸を採用したときの増加になるんですか。そこら辺、ちょっと内訳を教えてください。

○下村総務課長 会計年度任用職員になったということは、いわゆる年収ベースでは変わらんということは12月に説明させていただいたと思います。今回のアップ分というのは、年収ベースで若干増える人もおりますし、それと、人数が増えたということですね。正職員の人件費としては約9,000万ほど減っていますので、増えた分としてはその人数分ということです。

○野田委員 ということは、5人分の1,229万6,000円と共済費の185万が増えたということですか。ざくっとでよろしいので。

○下村総務課長 先ほど表で御説明したとおり、環境の正職員で賄っていた部分についてはフルタイムの会計年度任用職員にしたと。その分は当然増えてきております、給料で支払うということになっています。

○野田委員 ということは、人件費で1億8,700万というのは前回に比べて増加になるということは、物件費の1億4,900万がマイナスになっているんです、この予算の一覧表の中で、性質別の中で。

（「物件費の（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

○野田委員 いえいえ、この辺、分からないもので。ざくっと、この分だけだっ

たらしいんですけどね。

○高濱総務課長補佐兼係長 昨年度までの物件費に入っていた賃金が、一般会計では2億6,700万強あります。今回の会計年度で2億7,500万で、特別会計も合わせてですけど413万1,000円の会計年度としての増額になっています。それにおいても、正規の職員で7,608万円の減額となっているので、その差額で総人件費としてはマイナスになっているはずですよ。ですので、物件費の増額はほかの要素があるものと思われま。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。他に。

○楠委員 3点ほど、聞かせください。

まず、主要施策の予算概要の7ページで、職員研修ですけど、以前、市民の方から、本庁舎のカウンターへ来て相談したら全然意味が通じないと。言っていることが分からない。そのうち職員が逃げてしまったということがありまして、接遇もさることながら、もう少し専門研修の費用を、どんどんどんどん下がってきているので、もっとスキルアップするための予算をつけてあげてもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうですか、市長。

○加藤市長 前々から、要するに人材育成のための専門的な研修をやったらどうかという御質問はいつもいただいておりまして、当然そういうことも必要であろうと。今の状況の中で、さっきのメンタルヘルスの話じゃないんですけども、そういうことも活用しながら、職員の研修ということについては、多く参加させながら、外部の専門の方々からお話をいただけるような、そういう形のものに進めていきたいと思っております。

○下村総務課長 一応、専門的な研修というのは、うちのほうでも財務会計事務研修、被災者支援システム操作研修、あと、公営企業会計研修、税務実務研修、複式簿記研修、社会福祉主事研修、改正民法説明会への参加、法改正、内部統制制度の研修、法務トレンド研修等、いろいろ行かせてはおるんですけど、それを、帰ってきて、職場内での研修で職員につなげていくような形を取っていただくという、そのためにそういう研修へ行かすということで、各課にはそういうお願いをしているような状況であります。

あと、懸案であった女性職員の、うちのほうとしても、最終的には管理職への登用ということもありまして、女性活躍研修ということが令和元年度にできまして、女性職員50人に対しまして、県の女性の課長補佐の方を招いて、午前、午後、全女性職員を対象にしてキャリア形成の研修等もさせていただいており、これにつき

まして、県の女性職員の方のリレー方式で毎年実施していきたいというようお願いはさせていただいております。

○楠委員　基本的にはいろんな取組があると思うんですけど、なるべくならOJTよりOff-JTの取組にしたほうがいいんじゃないかなというのは、気持ち的に、中でやるよりは外の空気を吸って緊張感があって研修を受けてくると。なおかつ、研修の受けた内容をしっかりと庁内で報告する、あるいは課なり組織の中で回覧するようなシステムをしないと、行ってきましてただだと何の研修にもならないので、その辺、もう少し研修のやり方を工夫してもいいんじゃないかなと思いますので、今後の検討課題にしてください。

もう回答はいいですから。

次に、予算書の61ページで、これは給与システムの2項目かな、総務一般管理費の有料道路の通行費なんですけど、348万1,000円、これ、月額にすると約29万ぐらいの交通費を使っているんですけど、これは各部門が県庁なりどこかの市のほうに相談に行ったりとかしていると思うんですけど、実際にここまで使い切るというのは相当の距離を走っていると思うんですけど、この辺の実態はどうなんでしょうか。

○下村総務課長　財政再建計画の中でも、私のほうとしましても、このETC、有料高速道路の使用料とガソリン代を何とか節約できないのかと。出張に対しても、もうちょっと各課で精査してもらえないかと。総務課が提唱しておる、乗り合いですね、津へ行くのであれば、県庁とどこかの合同庁舎であれば乗り合いで行ってくれというふうなお願いはしておるんですが、会議の時間が違うとかいうことで、なかなかこちらの思いどおりにはいかないということもありまして、今後とも乗り合いでの出張、それと、課長による出張の精査をお願いしていきたいかなというふうに、例えばこちらが相談に行っても、また出張へ行ったんかというようなこともありますので、その辺は各課長に精査していただくように強く申していきます。

○楠委員　3点目、次のページの委託料の庁舎管理経費の委託料で、PCBの廃棄物処理委託、やっと順番が来て、これで鳥取ですか、処理ができるということなんですけど、二、三日前に、国が新しく、また石綿の扱い、これは企業に対しての扱いなんですけれども、必ず報告するよという通知が出そうなんですけど、それもPCBと同じで、改めて出るようなPCBが、こういう通知が出るということは、またPCBがどこに出てくるんじゃないかと懸念するところもあるので、石綿の扱いはともかく、PCBの保管されている量以外に新たに発生することはないのか、

その確認だけ。

- 下村総務課長 PCBにつきましては、平成13年に特措法ができました。その頃から、まずは保育園、幼稚園、学校関係を調査しまして、そこから撤去というような形をさせていただいて、29年、30年、31年あたりで処分が、順番が来るということで、中部電気保安協会さん等にも確認させていただいて、今年度、令和2年度で全て処理できるというふうに総務課では思っております。
- 楠委員 きれいに処理はしてほしいんですけど、これから出ることのないように、送る前に再度どこかを見ておいたほうがいいのかなど、気になるところ。
- 下村総務課長 その辺もありまして、特に教育委員会施設ということで、既に令和元年度に変圧器等、交換しておりますし、令和2年度早々に体育館に一つあるといったのかな、それを交換して、それで教育委員会部門も全て完了というふうに聞いております。
- 野田委員 57ページの職員研修事業の40万6,000円ですけれども、以前から総務課のほうに、追跡調査じゃありませんけれども、前回、高濱さんのほうからいろいろ研修制度の話をお聞きさせていただきました。金額が厳しいという部分は分かりますけれども、僕、一つは、新しい事業というんですか、そういうものに関心のある人を育てていくというような研修制度も必要かなと思っております。要はIT研修とか、ITが新しいのか古いのかちょっと分からないけれども、違う分、AI研修とか、何か若い人で、もう一步先に行く行政を志すような人を、これは提案ですけれども、予算のない中においてもどうかなという気はしております。その点、今回の予算では反映されることはできないですけれども、そういう目を持って総務のほうの人事担当の方にはやっていただきたいなというふうに思っております。提案ですけれども、いかがですか。
- 下村総務課長 去年も説明させていただきましたけど、三重県市町総合事務組合が、そういう職員向けにいろんな研修メニューを出していただいております。先ほども説明させていただいたんですが、これに職員をどんどんどんどん参加させておると、帰ってきた職員が、総務課のほうで30年に策定しましたOJTの推進マニュアルに沿って各所属で研修していただくという形を取っております。

またRPAについても調査研究を進めるべきじゃないかということで、税務課の職員を対象に、研修に行かせて、何なら各先進地へ行ってきてもいいということで、そのレポートも税務課のほうから総務のほうへ上げていただいております。

人員が削減する中で、AIを活用できるのであれば、どんどん活用すべきという

ふうに、初期投資が少なければ、それで十分やっていけるんじゃないかということもありまして、そういうことは税務を中心に、先ほど言いましたようにレポートの提出等もありましたので、総務としても人員削減ができるのであれば積極的に導入していきたいと考えております。

○野田委員　　そういうことで、ひとつよろしくお願いします。

○仲委員　　人件費のことで質問させていただきます。

人件費の内訳表で、時間外が、一般会計ベースで2,486万7,000円ということで、前年度と比較して選挙費が1,300万程度減ったということと、136万と別に減がされているということで、以前と比べて、随分、総額では減ってきていると、職員の減もありますけど。一応それが平均ベースで3.8%のパーセンテージをつけているような感じで説明がありましたけど、1点、ちょっと気になりますもので、例えば一般管理費は、2款1目は一応3.9%、税務でも3.0%、福祉でも3.6%で、商工とかは、社会教育、イベントの多いところはちょっと高いんですけど、一つ気になるのは、9、4、1の幼稚園費が6.8%。80万の理由がもしありましたら、詳細を総務課に求めるのはちょっと心苦しいんですけど、分かる範囲でお答えください。

○下村総務課長　　予算要求の際に教育委員会で確認しましたところ、幼稚園につきましては、園だよりとか何か、資料作りとかそういうのに時間がかかるということで、前年度並みの時間外の要求がありました。うちの3.8%というのは、昨年までの給料の4%を基準に予算を組みまして、さらにそこから100万円ぐらいを引くということで、どこから引くでもなく、多い2款、それと商工のほうがかかなり時差出勤で協力していただいたということで、商工のほうからも若干引かせてもらったと、去年と比べると。全体的に、全部から間引きするんじゃなく、多いところからちょっと引いて3.8%にさせていただいたということで、ほかの課で一律に引いたわけではございませんので、前年度並みで要求して、抑えるようには、こちらからさせていただいておりますが、要求どおり予算を組んだわけではございません。

○仲委員　　時間外については、総務部は全てヒアリングしたというようなことはないと思うんですけども、各課から要求が上がってきて、ちょっとおかしいなというような、質問があると思うんですけど、実は稚園費、正職員が4人から3人になっておるんですね、1名減です。3人で80万。これは、実は私、去年から気になっていて、去年も80万です。補正予算が、三木幼が廃園のために園史を作るといふ、二、三十万補正されています。それは致し方ないという理由で聞いていたん

ですが、今回見てみると、やはり80万、実際には三木幼が今年度で廃園になっています。尾鷲幼稚園の分だけが80万という、これはどうしても6.8%になっていくということで、業務の内容は分かりませんが、また教育委員会では聞きたいと思うんですけど、そこらの部分については、やはり一つ一つの部分は難しいと思うんですけど、そういうときにはしっかりとチェックもしていただきたいと。これも要望です。

以上です。

○三鬼（和）委員　先ほど出張のことで、総務課長が行ったら、出張でおらなんだとかという中で、1点は、今、ICT、IT時代になって、市役所の職員は、会計システムかな、財務システムを共有しておるわけじゃないですか。ですので、そういったIT、ICTの中で、出張へ出かけるとか、そういうのは共有できると思うんですね。そういったところから今の車両のコストを下げるというやり方もできるので、ぜひ検討してほしいというのが1点と、もう一点聞きたいのは、公用車で、最近の諸事情というか、あれで、ドライブレコーダーはみんな設置されているんですか、どうなんですか。

○下村総務課長　更新車両には全て設置していくこととしております。

○三鬼（和）委員　ドライブレコーダー、これまでは出張もJRというか、公共のそういったので行っていたけど、今は庁舎の車で行くということですので、ドライブレコーダーをつけることによっても、出張とか、効率上げたりとか、当然、事故のときもそうですけど、行動ということについても、何かあったときには確認もできるということがあるので、ぜひ、そういうふうにする車については全車にドライブレコーダーをつけられるということも、データのバックアップができるということもありますので、それと含めて、ITの中で、カレンダーを共有するなり何なりすることによって、事前に出張するとか、そういった登録ができれば、先ほどの相乗りとかも活用できると思うので、一遍そういったことは研究してほしいと思うんですけど、いかがですか。

○下村総務課長　極力、相乗りという形を総務としても取っていきたいと。そもそも車両管理を導入したのが、そういうことができるようにということです。また県のほうの会議等につきましても、選挙のときなんか、いわゆるテレビ会議ができてきたと。昨日も新型コロナの会議のほうもテレビ会議やったと、庁舎へ出向いてですが、そういうシステムも今後は出てくるのではないかなと思っておりますので、でき得る限り、今回、公用車の更新を予定しておる車も、2台とも、33万キロ、

34万キロというような状況ですので、ちょっとこの辺も、日本の自動車は信頼できる自動車なんですけど、メンテナンスもしっかりしておりますが、やはり33万キロ、34万キロとなりますと、いつ不具合があってもというようなこともありますので、その辺も十分、車両自体もできれば減らしていきたいということも考えていきたいと思います。

○三鬼（和）委員 トータル的な、総務ですので、市の全部管理しておるということで、今回の新型コロナウイルスのことで、民間ではテレワークが始まっておりますし、学校においても、ICT教育の中でタブレットを共有するということがあるので、将来的に、国もそういった方針でいくと思いますので、それを想定して、これからの庁車管理とか、職員管理とかは念頭に入れてされておるほうが間違いのないんじゃないかなと思いますので、取組というか、可能性については常々庁舎会議ではやってほしいなと思います。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○奥田委員 1点だけ確認させてください。

人件費なんですけど、二役のところ、2人か1人ということで、市長の人件費しか入っていないんですけど、この1年、副市長を置かないという理解でよろしいですか。

○加藤市長 できることであれば、副市長を置きたいなという思いはあるんですけども、予算上の場合については、これは1月までの話でございましたが、その当時については、まだはっきりしていなかったんですけど、思いとしてはそういう思いはございます。

○三鬼（孝）委員長 よろしい。他に。

○上岡副委員長 総務課長にお聞きしたいんですけども、先ほど、出張とかが多いので、どここの課長に会いに行ったら、また出張に行っていたというのをちょっとお聞きしたんですけども、間違いでなければ。

今、グループウェア、使っていなかったかな。

○高濱総務課長補佐兼係長 使っています。導入します。

○上岡副委員長 グループウェア、今、全職員に入っているのですが、そういう言葉が出ないように。行ったらいなかったとかという言葉が出ないように活用してください。よろしくをお願いします。

○三鬼（孝）委員長 総務課長、答弁。

○下村総務課長 私も自分のスケジュール、入力していないもので。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、次に報告事項がありますので、よろしくをお願いします。

○下村総務課長 本庁舎の耐震改修について、スケジュール等について簡単に御説明させていただきます。

本庁舎につきましては、3月23日に旧農林課の後に建設事務所を開設しまして、26日に安全祈願祭、本工事は4月10日着工というようなスケジュールで聞いておりますので、詳細について補佐のほうから説明いたさせます。

○高濱総務課長補佐兼係長 それでは、本庁舎耐震改修工事について説明させていただきます。

資料を送りますので御覧ください。

こちらは工事箇所の日程を一覧でまとめたものです。分かりやすく図面で説明いたします。

次のページ、お願いします。

これは、皆さん御存じのとおり、地下の図面となります。見方としましては、建設課、左上のほうですけど、と、第1書庫の海側にピンクの点線で囲まれた箇所があるかと思えます。ここがナンバー1となっており、青色ではなく水色、ちょっと見にくいんですが、広げてもらうと、細長い水色で塗られた箇所があるんですけど、ここに赤文字でWcと振ってあると思うんですけど、このWcという工法になります。このWcとは何かというと、左下に耐震補強アイテムという図柄がありまして、Wcは右から二つ目の工法となります。この2か所の、ナンバー1と西側、互助会の連絡通路の箇所、ナンバー2と、印刷室、ナンバー3、ここが4月10日から7月12日頃となっておりますので、先ほど課長が申しましたとおり、ここから工事の開始となります。4月10日から、この辺りから工事の始まりとなります。

この見方をしてもらって、次のページをお願いします。

こちらは1階になります。1階の図面であります。正面玄関、海側のほうの玄関なんです。外側のナンバー23、左側に24という箇所があります。濃い青のところちょっと重なるようにIwと記載しております。このIwというのが左下の耐震工法でいくと、耐震市松木活用の工法となります。

また、玄関の自動ドアと自動ドアの間に、ナンバー26でオレンジ色の壁が両サイドにあるかと思えます。これがEwとなっておるかと思うんですけど、Ewがエ

ストンブロックの木活用となります。

ちょっとずらしていただいて、市民サービス課から福祉保健課にかけて縦に、紫色と言っていいんですかね、上下というかジグザグに縦に棒があるかと思うんです、B w という記載があるかと思うんですけど、このB w が……。

(発言する者あり)

○高濱総務課長補佐兼係長　　ごめんなさい。申し訳ありません。

(「もうちょっとゆっくり言って」と呼ぶ者あり)

○高濱総務課長補佐兼係長　　はい。すみません。

市民サービス課から福祉にかけて、柱のところに上下に縦に、紫色っぽいとは思いますが、B w というのがぼつぼつと上下にジグザグがあるかと思うんです。このB w が、ブレースで片流れ型となっているんです、スラッシュのような斜めに入るブレースなんですけど、これも木活用となっております。こういう工法で、1階においては尾鷲らしさを取り入れた耐震工法となっております。よろしいですか。

この図面を使わせてもらって、福祉保健課の、一番線路側にナンバー17というピンクに囲まれた箇所があるかと思えます。ナンバー17が7月17日から9月30日頃となっておりますが、ナンバー17のピンクに囲まれたエリアが工事箇所となりますので、自立支援係がここにあるかと思うんですけど、これをこのエリアから外すことによって、ちょっと海側にずらすことによって、居ながら工法という工法で、この箇所だけ工事ということになります。それで、居ながら工法という形をさせてもらいます。

一度、教育委員会の1階に行かなければならない課があるかというような説明も過去にはさせてもらったんですけど、庁舎の中で終わるという居ながら工法が達成できるという工法にはなっています。

それでは、もう一ページ飛んでもらって、12ページになります。3階になりますが、3階は、この委員会室がメインとなります。工期は10月1日から11月30日の2か月間予定しており、ブレースを南北にすることによって、耐震の工法となりますので、よろしくお願ひします。工事の……、こっちと、南北に。

(「議場は何をするの」と呼ぶ者あり)

○高濱総務課長補佐兼係長　　議場は耐震の必要がないということ……。

(「雨漏りは改修」と呼ぶ者あり)

○高濱総務課長補佐兼係長　　耐震期間と工法に関しては以上です。

続きまして、次のページをお願いいたします。

森林環境譲与税を活用いたしました、本庁舎1階の木質化事業について説明させていただきます。

資料の13ページを御覧ください。

これは、1階のロビーの周辺の天井に課のネームプレートを設置しまして、その周辺を木質のルーバーで設置するものであります。

事業費は一番下にあります1,848万となります。

続きまして、次ページ、お願いします。

図面になって、イメージ湧きにくいんですが、天井に木質ルーバーを設置するとともに、来庁者が待ち時間を有効に使えるように、1階の玄関ロビー付近を拡張して、そのカウンターと天井の一体化で木質化することによって、木材を使った、先ほど説明させてもらった耐震工法と同様に、自動ドアから来庁される皆様に、木のまち尾鷲が感じられる事業となっております。

次ページ、またお願いします。

同じように福祉保健課の自立支援係のカウンターの部分が、耐震補強工事にかかることもあって、手狭になっておるカウンターを、線路側目いっぱいまでカウンターを設置するとともに、相談室を、このカウンターを挟んで設置する事業でございます。このカウンターと部屋においても木質化で、相談者に対して精神的な圧迫を、和らげるような、温かみのある木質で設置する予定となっております。

事業費としましては2,200万で、この三つの事業を合わせて2,400万円…

(「220」と呼ぶ者あり)

○高濱総務課長補佐兼係長 220万円となっております。この三つの事業合わせて2,400万円という森林環境譲与税を使った事業となっております。

本庁舎耐震改修工事の関連の説明は以上とさせていただきます。

○三鬼(孝)委員長 ただいま報告事項で、本庁舎耐震改修工事事業のスケジュール等の説明がありました。何かありましたら御発言願います。

○楠委員 1階の耐震市松のところなんですけど、これ、実際にメンテナンスがどうなんだという意見が出ていて、答えをもらっていないような気がするんですけど、どうなんでしょうか。

○高濱総務課長補佐兼係長 その辺り、雨の影響とかを、JVのほうには十分説明いたしまして、防腐剤とかそういう処理で対応できるというものは聞いておりま

す。念には念を入れて、こちらも言っておりますので、業者はそれに対応する工法でやっていただけるものと思っております。

○楠委員 対応できるということなので、施工者のほうに保険をかけてもらって直すぐらいの気持ちがないと、市民から、何、ここはよという声が多いので、結果的には何か対応しなきゃいけないので、金かけるんじゃないという意見もたくさんあるんでね。デザインはいいですよ、全然悪くないですよ。ただ、今まで尾鷲小学校の壁も直せないのに、何やってんだ、おまえたちはという声もたくさんあるので、そのためには請負業者のほうで保険に入っていてもらって、10年とか20年、雨漏りじゃないですけども、メンテナンスやってねというぐらいの気持ちがあってもいいんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○高濱総務課長補佐兼係長 保険に対応していただけるかどうか分かりませんが、高い位置にありますので、雨の直接の影響は受けにくい場所であるということと、ちょっと傾斜をつけますので、雨がたまらずに流れやすいという工法もするというので、染みとかなりにくいような工法に十分努めるというのは聞いております。

保険まで応じもらえるかどうかは、交渉はしてみますけど、そういうふうな工法でやっていただけると聞いております。

○楠委員 気持ちは分かるんですけども、今のひさしのレベルの長さだと、台風のときには多分アウトだと思うんですね。昔の周辺の住宅は、ほとんど土塗り壁とか杉板張りですけども、なかなか、もついい材料を使っているところと、もたないところと極端ですよ、色が黒ずんでくる。そういうことを考えたときに、仕上げでは防腐剤とか塗るんでしょうけど、やはりメンテナンスができるんだということを、逆に今からでも作って、その辺、天日でやってもらって、工事が終わるまで置いておいてもらったどうなんだというぐらいの実験的なことをやってもいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○下村総務課長 確かにもう既にブロックはできておるということでもありますので、現物も一度見せるということもありましたので、それに防腐剤を張って、庁舎の前へ保管しておいて経過を見るということのも一つの案だと思います。当然、施工業者さんも1年間見えるということであれば、尾鷲の雨はどうなのかということも体現できると思いますので、そういったことを施工業者のほうに伝えていきたいと思っております。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○三鬼（和）委員　全く同じなんやけど、やっぱり尾鷲小学校とか古道センターを見にいくと、古道センター、屋根裏を塗装したにも、黒い染みがかなり出ておるとか、この前も、竹中さんがいたときに、田中氏かな、いたときに、僕らも単純にヒノキが強いという理解だけで思っていたけど、尾鷲の家のほとんどの壁はヒノキじゃなくて杉やったということで、これ、油があるので、杉ということで、昔の人はさすがだなと思ったんですけど、やっぱりそれぐらいのことがあるので、尾鷲小学校も古道センターも見ていただいた上で、今、実験的なことを含めて、尾鷲で一番目立つところになるわけですので、市役所というのは、みんなが集うところですので、その辺のクレームというか、ツケがこないようなことだけは用心して、お願いしたいなと思います。

○下村総務課長　もちろん施工業者のほうは尾鷲小学校、古道センターのほうも当然見学に行っていておられます。ですので、先ほど言いましたように、ブロックですね。実物を置いておくのが一番参考になるんじゃないかなというふうに思っています。

○三鬼（孝）委員長　他に。

○南委員　先ほど説明していただいたんですけども、分かったような、分からないような感じで、なかなかイメージが湧きにくいですね、実際の話、説明を聞いて。ただ分かったのは、ブロック別に施工していただくということで、ここが終わってからこっち、ここが終わってからこっち、ダブることはないですね、多分、見ておきますと、ほとんどが。1か所ずつ、例えばスタートやったら4月10日から7月12日と書いて、ほとんどが、あまりダブらない工法でやっていただけるということで、本当に居ながら工法でうまくやりくりできるのかなという感じがしました、ぱっと見てね、今の説明聞いて。

ただ、肝腎な、質疑の中でもちょっと取り上げさせてもらった、外観ですね。外観のイメージが、やっぱりどうしても、きれいな写真のイメージしか脳裏に焼きついていないものですから、オプションを省いた外観の、あれなんか、ちょっと図面的には出ていないのかなという感じがするんですけども、初め、見せていただいた実際の外観がこうですよというの、施工後は、というのとはできていないんですか。

○下村総務課長　質疑のときも答えさせていただいたんですけども、やっぱり1階と2階部分の耐震壁の部分が、当然新しくなるということで、その他の部分、今の白い壁はそのままということになると思います。ただ、竹中さんとしても、施

工業者としても、やる以上は本当はきれいにしたいという気持ちがあると。ただ、外壁全部をやるとなると4,000万、5,000万という金額になるということで、でき得る限り、施工業者のプライドもありますので、表面だけでも何とかならないかというような交渉はさせていただきたいと。

○南委員　　ぜひともこれに近いようなイメージで描いておりますので、よろしく
お願いいたします。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○三鬼（和）委員　　一遍に言わずにすみません。

これを耐震化するという大前提が、緊急時というか、そういったことですので、今回、耐震するに当たって、例えば電気であるとか、水関係というか、これが対応できるような考えは、改めてはどうなんですか。電気は必ず要するというのとか、水を何とかするというのは要と思うんですけど、ただ、建物だけの耐久性があって、違う対応の仕方を市としては考えているんですか、どうなんですか。

○下村総務課長　　電気系統につきましては、1階の木質化に係ることで、照明等も若干触ることとなりますが、それ以外の、2階、3階につきましては、耐震とは全く関係ないということで、現状復旧になると思います。

給排水につきましては、3階から地下までトイレが一直線ということで、全て当然入れ替わるものということになっております。

○三鬼（和）委員　　私が言いたいのは、例えば停電になったときに、庁舎が対応できるのかとか、水を使えるのかということまでは、今回は緊急時において対応できる庁舎にし得るのかどうかという、建物の耐久性だけというのかという、ちょっと確認です。

○下村総務課長　　建物のみです。

○三鬼（孝）委員長　　よろしいですか。

耐震工事については、委員さんの発言を基に、万全を期して工事していただくようお願いをしておきたいと思います。

これで総務課の審査を終了いたします。御苦労さまでした。

委員会はこれで終了いたします。

（午後 3時34分 閉会）